

(様式第2号)

島本町社会教育委員会 会議録

令和3年2月26日 作成

会議の名称	令和2年度 第 2 回社会教育委員会会議			
会議の開催日時	令和3年 2月24日 (水) 午後2時～午後3時			
会議の開催場所	島本町役場地階 第5会議室			
公開の可否	Ⓐ・一部不可・不可	傍聴者数	1	
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)				
出席者	委員	中村 智 山本 勝弥 谷 洋子	筒水 憲治 松原 美代賀 宮本 武志	中村 りか 辻 輝次 渡部 智恵
	事務局	持田 教育長 矢野 主幹兼図書館長 浦上 参事兼体育館長	奥野 生涯学習課長 頼田 歴史文化資料館長 西村 主査兼社会教育主事	
会議の議題	(1) 令和3年度島本町社会教育関係団体の認定について [資料1] (2) 令和3年(2年度)島本町成人祭の実施結果について [資料2]			
決定事項等				
審議等の内容	別紙会議録のとおり			
配布資料	別紙会議資料のとおり			

【会議録】

令和2年度第2回島本町社会教育委員会議

■ 教育長あいさつ

【議 題】

(1) 令和3年度社会教育関係団体の認定について

事務局： 令和3年度社会教育関係団体の認定について、説明。[資料1](#)

議 長： 事前に送付された資料を見ていただいていると思う。今年度から就任された委員は、分かりにくい部分もあるかもしれないが、社会教育委員会において令和3年度社会教育関係団体の認定に相応しいかどうか審議することとなる。団体毎に質疑するのではなく、全ての団体について委員から意見を出してもらい、最後にまとめて事務局に回答いただくこととする。

委 員： 青少年協会が社会教育関係団体でなくなったのは、どのような事情か。

委 員： 各団体の決算を見ていると、補助金を辞退している団体がいくつかあるが、どういうことか。また、補助額についてはどのように決定されているのか。

議 長： 23ページのPTA連絡協議会の決算見込みの字が極端に小さく確認しづらい為、次年度には改善されたい。こども会育成連絡協議会は加盟こども会の少ない状態が続いている。少年野球協議会については、体育協会にも野球があるが、一緒にはなれないのか。

委 員： こども会育成連絡協議会は、かつて、日韓こども交流の事業があったように記憶している。少子化も進み団体も担い手が少なくなっていることと思うが、こどもが社会教育活動に関わることができる貴重な団体である。社会教育関係団体が活発に活動していくにはどうしたらいいのか。生涯学習課としてどう考えているのか、お伺いしたい。

事務局： 青少年協会は、令和2年度から社会教育関係団体ではなくなっている。当時伺ったところでは、社会教育関係団体の認定申請や補助金申請の書類作成などの事務負担が大きいこと、青少年の野外活動を行っている下部組織の少年部が活動休止していること、最も大きな事業であるジュニアスキー教室が補助金を受けなくても開催できる目途がついたことなどと聞いている。青少年協会スキー部については、令和2年度の生涯学習関係団体として申請され登録されているが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の実施は見送られた。令和3年度については申請をされていないが、生涯学習関係団体は遅れても申請は受け付けられるので特

に心配はしていない。

補助金を辞退している団体があることについて、補助金は、5月頃に交付申請の手続きを行う。新型コロナウイルス感染症の影響で、すでに年間事業の中止を決められた団体で辞退されたところがある。一旦、交付を受けた団体でも、補助金を使い切らずに返還する団体があると見込んでいる。規則に定められた手続きがあるので、案内する予定である。PTA連絡協議会については、団体の性質上1年で役員が変わり、前年度役員から引継ぎを受けながら初めて事務をする人が多い。今年度は、補助金申請をすべきか当初迷われていたが、事業をされない可能性が大きかったことや、引継ぎの時期と重なっていたこともあり、ひとまず交付申請は見送ることとされた。手続き上は交付申請の時期が定められていないため、事業を実施するために補助金が必要となる場合は連絡いただきたいと説明したが、結果的には事業を実施されなかった。

補助金の交付額については、何十年も前の、文書もデータも残っていない頃からの話なので、調べたことはあるが把握できていない。しかしながら、何年か前に一律一割カットとなり現在の金額になったことは伝え聞いている。

PTA連絡協議会の決算のページが見つらい件については、次年度の認定申請時にはないように注視する。資料作成に向けて、各団体には、提出書類の仕様を細かく指定しており、協力いただいていることは申し添える。

少年野球と体育協会の野球について、社会教育関係団体全体として、文化系、スポーツ系、青少年系でまとまっていくことが望ましいと考えているが、同じような活動をしていても、それぞれ長年活動されてきており、成り立ちも違い、全国規模の上部組織が存在するため、合体するのに課題は多い。

こども会育成連絡協議会の加盟こども会が少ないことについては、団体も努力されている。青少年の野外活動などを行っている下部組織のリーダークラブが活動を休止しており、こども会行事などへのゲーム指導派遣ができなくなっている。それでも役員の方たちでクラブ指導を行えるようにするなどしている。また、加盟しているこども会に連絡用の事務担当者は決めてもらうが、それ以上の役割や担い手は求めないなど、こども会の負担が少ないようにされている。加盟こども会の会員が参加できる年間事業もある。それでも加盟が伸びないのは、1年ずつ交代することが多いこども会役員にとって、何か新しいことを1つでも増やすことについては負担感が大きいものと考ええる。日韓こども交流は、大阪

府こども会育成連絡協議会と韓国の組織が来韓と来日を1年交代で実施されていた記憶があるが、ここ数年は話に出ていない。

最後に、社会教育活動について、生涯学習課がどう考えているか、方向性などについて質問をいただいた。担当としての考えを述べさせていただく。「地域の活動を活発に」といった意見を聞く機会が多くある。社会教育関係団体でいえば、その役割の一つとして、いきいき・ふれあい教育事業実行委員会に参画してもらうなど、団体の活動だけでなく地域のつながりを持つ機会はある。実態を見れば、維持するのに課題を有する団体もあるが、それぞれの分野で懸命に活動されている。補助金についても全庁的に見直しがかかっていることは団体にも補助金の交付申請の書面の中などで伝えている。健全で活発な団体の運営について相談に応じることも私たちの職務と考えている。小学校単位などで学校と地域がコミュニティとして協働していくことは、ここ数年よく言われている。社会教育委員会も町の社会教育の方向性を定める大きな機関の一つである。委員の方々と話をしていきたいと考えている。

議長：他に質問がないようであれば、9団体について認定することとする。

(2) 令和3年(2年度)島本町成人祭の実施結果について

事務局：令和3年(2年度)島本町成人祭の実施結果について、説明。資料2

議長：成人祭を開催できて良かった。職員の方々はご苦勞のことであったと思われる。当日、現場では保護者などが会場に入れなかったこと等意見をいただいたか。

事務局：そのような意見を想定し、入口前の新成人の案内ハガキの確認と検温を行う場所で対応できる態勢を整えていたが、特に苦情や意見はなく、理解をいただいて無事に開催できたと考えている。

議長：保護者から1件意見をいただいている。記録の動画があれば、オンライン配信など何らかの形で見られたらな、ということであった。親としては見守りたい気持ちもある。せめて中の様子を知る手段があればと考える。

以上

令和2年度第2回島本町社会教育委員会議 レジюме

日時：令和3年2月24日(水)

午後1時から

会場：島本町役場地階 第5会議室

- 教育長あいさつ
- 傍聴者の確認

【 議 題 】

(1) 令和3年度島本町社会教育関係団体の認定について

(2) 令和3年(2年度)島本町成人祭の実施結果について

次回の予定 4 月 日 () 午後・午前 時から

令和3年度島本町社会教育関係団体の認定申請について

- 1 趣 旨 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条の規定に沿った社会教育関係団体の認定につき、島本町社会教育関係団体認定基準に関する要綱第5条の規定に基づいて、令和3年度の登録申請がありました。

※社会教育法第10条

この法律において、「社会教育関係団体」とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属していない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

- 2 申請期間 令和2年12月21日(月)から令和3年1月14日(木)まで
- 3 申請数 9団体
- 4 提出書類 島本町社会教育関係団体認定基準に関する要綱第5条に基づく
○社会教育関係団体認定申請書
○定款または規約等
○令和元年度事業・活動報告書
○令和元年度決算・収支報告書(見込み)
○令和2年度事業・活動計画書(案)
○令和2年度収支予算書(案)
○役員名簿及び構成人員数
- 5 認定期間 令和3年4月1日(木)から翌年3月31日(木)まで
※島本町社会教育関係団体認定基準に関する要綱第4条による

島本町社会教育関係団体認定基準に関する要綱

(平成9年4月1日)

最近改正 平成13年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条の規定に沿った社会教育関係団体（以下「関係団体」という。）の認定について必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準)

第2条 関係団体として認定できる団体は、おおむね次の要件を満たさなければならない。

- (1) 町内広域にわたって社会教育に関する活動を計画的、継続的（おおむね1年以上の期間をいう。）に行い、その成果が期待できる団体であること。
- (2) 民主的な機構、規約等を有し、運営、活動のため自ら経理し監査する等、会計機能を確立していること。
- (3) 公の支配に属さず自主的な運営がなされ、営利事業を行っていないこと。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行ない、又は公私の選挙に関し特定の候補者の支持を行わないこと。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援しないこと。
- (6) 構成員は原則として、町内在住又は在勤・在学者であること。
- (7) 広報活動等を行い、全住民に事業への自発的参加の機会を与え、島本町教育委員会（以下「委員会」という。）の主催する行事へ積極的に協力、参加できること。

(援助等)

第3条 関係団体として認定した団体（以下「認定団体」という。）に対し、必要に応じ委員会は、次の援助及び指導助言を行うことができる。

- (1) 社会教育施設の事業に支障がない範囲で、施設の使用に関する便宜
- (2) 運営に関する指導助言
- (3) 事業への講師の斡旋又は派遣
- (4) 必要な資料、機材の提供、調査研究への協力
- (5) その他必要な援助及び指導助言

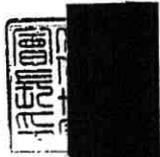
(認定期間)

社会教育関係団体認定申請書

令和3年 1月 12日

島本町教育委員会

教育長 持田 学 殿

団体名	島本町文化協会	
(発足年月日)	(昭和39年4月1日)	
所在地	島本町若山台2	
代表者氏名	釜谷 昌宏	
連絡先	同上	
電話番号		

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込み）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

島本町文化協会 規約

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は島本町文化協会と称し、団体の所在地を文化協会会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 この会は趣味を通じて、文化の向上をはかり、明朗健全な生活環境をめざし郷土社会の発展に寄与する。

第 3 条 この会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 練習会、研修会、発表会。
- (2) 必要に応じた社会事業。
- (3) その他必要と認める事業。

(構成員)

第 4 条 この会は、「文化協会」の各部に所属する者で組織する。

(役員)

第 5 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 相談役 1 名
- (2) 会長 1 名
- (3) 副会長 2 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 書記 1 名
- (6) 会計 1 名
- (7) 会計監査 2 名
- (8) 理事 各部の代表者

(役員会及び役員の選出)

第 6 条 (1) 役員会は、第5条の役員で構成する。(8)項の理事は、各部の代表者が務める。
(2) 第5条の(1)～(7)の役員は、理事の協議により会員の中より選出する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は 2 年とし、後任役員は前任者の残任期とす。但し再任を妨げない。

第 8 条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を総括し会を運営する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会を運営する。
- (3) 事務局長は、会長の指揮を受け会の運営に当たる。
- (4) 理事は、部を統括し部の発展につとめ、会との連絡に当たり役員会に参画する。
- (5) 書記は、会長、事務局長の指示により、会の事務に当たる。
- (6) 会計は、会運営の会計を行う。
- (7) 会計監査は、会計を監査する。

(会計及び会計年度)

- 第 9 条 (1) この会の会計は、各部よりの会費と、町の助成金及び事業収入、寄付金を充てる。
(2) この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 10 条 この会の会費は、それぞれの部に属する会員数に応じ会計に納入する。

年額 1人につき 1,000円 退会後も返付しない

(部会)

第 11 条 この会に属するそれぞれの部は、島本町文化協会〇〇部と称し、それぞれの部に相応しい活動を行う。あらたに部を置くときは、役員会にはかり承認を得る。

(部会の代表者)

第 12 条 それぞれの部会に次の代表者を置く。

部長 1名 副部長 若干名

(役員会の職務)

第 13 条 役員会は会長が招集し、原則として月1回開催し、次の事項を役員会で決定する。

- (1) 規約の変更
- (2) 各事業の詳細計画・反省、
- (3) 予実算の管理
- (4) その他重要な事項

(総会)

第 14 条 (1) 総会は、各部の部員(本会の構成員)で構成する。
(2) 総会は会長が招集し、原則として年1回開催する。
(3) 総会において、役員は、役員会で決定した次の事項について出席者の承認を得る。

- ① 事業の活動報告と次年度の活動計画
- ② 会計の決算報告と監査結果報告
- ③ 次年度の予算案の承認
- ④ 役員承認

(4) 構成員の総会への出席は、任意とし、総会出席者の過半数の賛成で承認とする

(設立)

第 15 条 本会の設立年月日は昭和39年4月1日とする。

(附則)

(この規約は 昭和 45 年 6月 9日から実施する)

(この規約は一部を変更し 昭和 50 年 4月 20日から実施する)

(この規約は一部を変更し 昭和 61 年 4月 20日から実施する)

(この規約は一部を変更し 平成 8 年 4月 14日から実施する)

(この規約は一部を変更し 平成 18 年 4月 15日から実施する)

(この規約は一部を変更し 平成 23 年 4月 17日から実施する)

第14条規約の変更、その他重要事項は役員会で決定)

(この規約は一部を変更し 平成 25 年 4月 20日から実施する。

第13条 会計監査の結果を総会で行う。

第11条 顧問の項目を削除し以降繰り上げる。

第16条 に慶弔費の規約を設ける)

(この規約は一部を変更し 平成 26 年 4月 20日から実施する。

第 5条 副会長 3名→2名 書記 2名→1名に変更)

(この規約は一部を変更し 平成 27 年 4月 13日から実施する。

第16条 慶弔費 削除 ¥5,000/1件)

(この規約は一部を変更し 平成 29 年 4月から実施する。

第10条 会費を年額1,000円に変更)

(この規約は一部を変更し 平成 31 年 4月6日から実施する。

第 1条 「事務局」を「団体の所在地」に変更する。

第 4条 「構成」を「構成員」に変更し、「所属している者」とする。

第16条 本会の設立年月日を明記する)

(この規約は一部を変更し 令和 3年 1月 9 日から実施する。

第 6条 役員を選出を、会長の委嘱から理事の協議とする。

第 9条 会計年度を設定した。

第12条 「部会役員」を「部会の代表者」に変更した。

第13条 ①「部会役員の職務」を「役員会の職務」とし、職務内容を明確にした。

②第13条と第14条と統合し、以降繰り上げる。

第14条 総会の開催時期、協議内容、承認等を明確にした)

令和2年度事業・活動報告書

団体名 島本町文化協会

NO	事業	開催月日	事業の内容・成果
①	総会	4月 (書面開催)	令和元年度活動及び決算報告、令和2年度活動計画の報告
②	(史跡探訪)	中止(5月)	(近隣の史跡を見学して、見分を広める計画でした)
3	(街頭啓発)	中止(6月)	(町生活環境美化週間・街頭啓発に参加する予定でした)
④	(懇親のつどい)	中止(6月)	(年間の活動成果発表と一般町民との交流および会員募集を目的として開催する計画でした)
5	(島本夏祭り参加)	中止(8月)	(島本夏祭りに民謡部が参加する予定でした)
6	(ふれあい夜店)	中止(9月)	(島本町人権まちづくり協会のふれあい夜店に運営協力する予定でした)
7	(福祉まつり)	中止(9月)	(福祉まつりに詩吟部、新舞踊部が参加する予定でした)
8	(街頭啓発)	中止(9月)	(町生活環境美化週間・街頭啓発に参加する予定でした)
⑨	(清掃奉仕活動)	中止(10月)	(島本町役場周辺の清掃活動をする計画でした)
10	(文化祭参加)	中止(11月)	(実行委員2名派遣および茶華道部、俳句部、アトワラ部、囲碁部などが参加する予定でした)
⑪	(研修会)	中止(11月)	(文化施設、歴史資料の見学・研修の計画でした)
12	(街頭啓発)	中止(12月)	(島本町人権まちづくり協会の人権週間街頭啓発参加する予定でした)
⑬	(新年会)	中止(1月)	
⑭	定例役員会	毎月1回	各行事のスケジュール調整、詳細計画、反省、予実算フォローその他(延べ参加人員 約105名)
⑮	ボランティア活動	中止(不定期)	高齢者福祉施設などへの訪問(ハーモニカ、民謡、マジックなど)及び学校での生け花指導等を継続的に実施 計画でしたがほぼ中止でした。
16	他団体への協力	随時	社会福祉協議会組織構成会員、 町環境美化推進協議会幹事 島本町人権まちづくり協会

註) 番号の○は文化協会主催の事業計画です。

令和2年度決算・収支（見込）報告書

団体名 島本町文化協会

収入

項目	金額	内訳説明
前年度繰越金	3,576	
文化協会会費	97,000	会員97名×1,000円
町補助金	153,000	町補助金
事業参加費	0	中止のため
雑収入	26,600	「懇親のつどい」中止により、会場費返金
基金から繰り入れ	5,500	
合計	285,676	

支出

項目	金額	内訳説明{()内は参考}	(内補助金)
総会費(役員会)	5,635	資料代、印刷費	
新年会	0	(会場費、会食費)	
奉仕活動費	0	(パン、お茶)	
懇親の集い	26,600	令和3年度の会場費	
研修会費	0	(交通費、食費)	
	0	(拝観料、入館料)	
史跡探訪	0	(交通費、ガイド協力金)	
通信事務費	18,778	切手(80円×40)、封筒、その他通信費	
消耗費	10,626	用紙、印刷、コピー代、ファイルなど	
広報費	10,500	社協、人権協他	
各部活動費	43,650	各部活動のための主としてふれあいセンター使用料、諸経費など	
その他	153,000	町補助金返納	153,000
合計	268,789		153,000

収支差引額 収入 285,676 支出 268,789 = 16,887 円 (次年度繰越)

《基金残高報告》

	金額(円)	備考
令和元年度末残高	89,396	
令和2年度取り崩し金額	5,500	広報費へ
令和2年度末残高	83,896	

令和 3 年度事業・活動計画書

団体名 島本町文化協会

NO	開催月	事業の目的及び内容
①	令和 3 年 4 月	総会 (令和 2 年度活動及び決算報告、令和 3 年度活動計画・予算審議)
②	5 月	史跡探訪 (近隣の史跡を見学、見聞を広める)
③	6 月	懇親のつどい (全員参加による、年間の活動成果発表と一般町民との交流および会員募集を目的として開催)
4	6, 9 月	町生活環境美化週間・街頭啓発参加
5	8 月	島本夏祭り参加
6	9 月	島本町人権まちづくり協会の「ふれあい夜店」に運営協力
7	9 月	福祉まつり参加
⑧	10 月	清掃奉仕活動 (町役場付近一帯)
9	11 月	文化祭参加 (実行委員 2 名派遣および茶華道部、俳句部、アトワーカー部、囲碁・将棋部などが参加予定)
⑩	11 月	研修会 (文化施設、歴史資料の見学・研修)
11	12 月	島本町人権まちづくり協会人権週間の「街頭啓発」参加
⑫	令和 4 年 1 月	新年役員会および互礼・懇親会
⑬	毎月 1 回	定例役員会 (各行事詳細計画、反省、予実算フォロー)
⑭	不定期	ボランティア活動 (高齢者福祉施設などへの訪問、慰問を継続的に実施)
15	他団体・行事への参加協力の参加協力	町文化祭実行委員 社会福祉協議会組織構成会員 町環境美化推進協議会幹事 島本町人権まちづくり協会に入会

註) 番号の○は文化協会主催の事業を示す。

令和 3 年度予算・収支（見込）書

団体名 島本町文化協会

収入

項目	金額	内訳説明
前年度繰越金	16,887	
文化協会会費	97,000	会員97名 x 1,000円
町補助金	153,000	島本町補助金
事業参加費	210,000	研修会費 135,000円 新年会費 75,000円
基金から繰り入れ	7,500	
合計	484,387	

支出

項目	金額	内訳説明	(内補助金)
総会費	8,000	資料代、印刷費、記念品代(補助金対象外)	6,000
新年会	80,000	会場費、会食費	
奉仕活動費	1,600	パン、お茶	
懇親の集い	120,000	会場費、お茶席材料(抹茶、お菓子他)、その他雑費	120,000
研修会費	133,000	史跡探訪、研修旅行(バス、食費、交通費)	
	77,000	拝観料、入館料、食事	
史跡探訪	3,000	交通費、ガイド協力金	
通信事務費	15,000	切手(82円x100)、封筒、その他通信費	7,000
消耗費	7,000	用紙、印刷、コピー代、ファイルなど	5,000
広報費	12,500	社協、夏祭り、人権協他	5,000
各部活動費	19,400	各部活動のための場所代、諸経費など	10,000
予備費	7,887		
合計	484,387		153,000

収支差引額 収入 484,387 - 支出 484,387 = 0 円

《基金残高報告》

項目	金額(円)	備考
収入	令和2年度末残高	83,896
	令和2年銀行利子	91
	令和3年バザー売上金	10,000
支出	令和3年度予算に繰り入れ	7,500
令和3年度末残高		86,487

社会教育関係団体認定申請書

令和3年 1月12日

島本町教育委員会

教育長 殿

団体名 島本町PTA連絡協議会

(発足年月日 昭和37年7月2日)

所在地 第四小学校
島本町高染二丁目2番1号

代表者氏名 小西 傳太

連絡先

電話番号

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支(見込)報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

島本町PTA連絡協議会規約

第1章 総則

第1条 本会は、島本町PTA連絡協議会と称し、島本町立の幼稚園、小学校及び中学校のPTAをもって組織する。

第2条 本会の事務所は、幹事校の学校内に置く。幹事校はローテーション表により、小学校及び中学校の単位PTAで持ち回る。

第3条 本会は、次の目的をめざして活動する。

- (1) PTA相互の連絡を密にして、その健全なる発展をはかる。
- (2) 大阪府PTA協議会並びに三島地区PTA連絡協議会及び単位PTAとの緊密なる連絡をはかる。
- (3) 島本町教育の振興と園児・児童・生徒の生活指導その他福祉増進に協力する。
- (4) その他必要と認める事項

第2章 役員

第4条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名又は7名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 7名
- (6) 理事 若干名

第5条 本会の役員は、総会において承認を受けるものとする。

2 役員の出選については別に定める役員選出規程によるものとする。

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、本会の職務を統括する。総会の議決により解任することができる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は会長の指示に従い、本会の各種会議の記録及び庶務をつかさどる。
- (4) 会計は会長の指示に従い、本会の収入支出を正確に処理し、総会にて会計を報告する。
- (5) 幹事は本会の会議に出席し、決議に参加する。
- (6) 理事は幹事と同等の仕事と権限を有する。

第7条 役員の仕事は1年とする。

2 役員は、再任されることができる。ただし、会長及び理事の仕事は3年を限度とする。

第3章 会計監査委員

第8条 会計監査委員は、本会の会計を監査し報告する。

2 会計監査委員は、幼稚園単位PTA副会長から選出された2名に会長が委嘱し、総会において承認を受けるものとする。

3 会計監査委員は、他の役職を兼ねることはできない。

第4章 顧問

第9条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じて総会及び役員会で意見を述べるることができる。ただし、議決権を有しない。

第5章 会議

第10条 本会の目的を達成するために、総会及び役員会を開催する。

第11条 総会は、本会の最高決議機関であって、次の事項を決議する。

- (1) 本会運営の基本方針
- (2) 役員の出選に関する事。
- (3) 予算・決算に関する事

(4) 行事に関すること。

(5) その他の重要な事項

2 総会は、本会役員及び島本町立の幼稚園、小学校並びに中学校PTAの運営委員（実行委員）で構成する。

3 総会は、その構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立する。

4 決議には、出席者の過半数の同意を要する。

第12条 役員会は、会務を執行する執行機関であり、随時これを開き必要事項を決議する。

第6章 会計

第13条 本会の会計は、単位PTAよりの負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 単位PTAよりの負担金については別に定めるPTA負担金規程によるものとする。

第14条 本会の年度は、5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第7章 雑則

第15条 この規約の改廃は、役員会の議を経て、総会がこれを決定する。

第16条 個人情報の取得、利用又は管理については、個人情報取扱規程を別に定める。

附則

この規約は、昭和37年7月2日よりこれを実施する。

昭和50年6月14日改定

昭和51年5月29日改定

昭和52年5月28日改定

昭和53年6月17日改定

昭和56年6月13日改定

平成8年5月18日改定

平成9年5月17日改定

平成11年5月15日改定

平成17年5月14日改定

平成18年5月13日改定

平成27年5月16日改定

平成29年5月20日改定

平成30年5月19日改定

令和元年5月18日改定

旅費規程

島本町PTA連絡協議会（連Pと称す）を代表して、連P会長に承認されたPTA研修会等参加または本会用務遂行にかかる費用の取り扱いについて、次のとおり定める。

1. 島本町外へ出張した場合は、下記により旅費を支給する。

1) 島本町を起点とし通常の経路（電車・バス）による交通費の実費を支給する。

2) 近畿ブロックおよび日本PTAの研修大会参加等宿泊を伴う管外出張については、役員会で協議する。

3) 緊急止むを得ない場合は、会長の判断により自動車等の使用実費を支払う。

2. 研修参加費（懇親会合）等に要した費用については、島本町内外にかかわらず下記により研修参加費を支給する。

1) 年間1名につき15,000円を限度とする。

2) ただし、三島地区PTA連絡協議会構成員に就任している場合は、年間1名につき30,000円を限度とする。

3) ただし、大阪府PTA協議会役員（会長・副会長・理事・顧問等）に就任している場合は、年間1名につき50,000円を限度とする。

3. 本規程を変更する場合は、役員会の議決を要する。

PTA負担金規程

- 1、 単位PTAの負担金は、当該年度の5月1日現在の生徒数に50円を乗じた額（幼稚園は園児数に40円を乗じた額）に500円を加えた額とする。
- 2、 負担金の額の変更については、その都度協議し役員会の議決を受け、総会の多数決により承認される。

役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、島本町PTA連絡協議規約第5条第2項に基づき、島本町PTA連絡協議会（以下「本会」という。）の役員選出に必要な事項を定める。

(指名委員会の設置)

第2条 次年度本会会長候補者の資格審査及び選考に関する一切の事務を処理するため、連P指名委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

(指名委員会の構成員)

第3条 指名委員会は、次の者をもって構成する。

- | | |
|-----------------------|-----|
| ①当年度の本会会長 | 1名 |
| ②当年度の本会書記又は会計 | 1名 |
| ③次年度幹事校の当年度PTA会長又は副会長 | 1名 |
| ④当年度の教職員代表 | 1名 |
| ⑤当年度の本会会長が指名した者 | 若干名 |

2 指名委員会委員長にはこの条前項第2号委員をもってあてる。

(指名委員会の活動内容)

第4条 指名委員会は、次年度本会会長の候補者選出にあたり、島本町立小学校及び中学校PTA会員から立候補を募るものとする。

2 指名委員会は、立候補者等及び次年度幹事校PTA会長候補者の中から次年度本会会長を指名し、役員会での議を経て総会において承認を受けるものとする。

3 この条第1項に関わらず、立候補者等がないときは、次年度幹事校PTA会長候補者を連P会長候補とする。

(会長候補者の対象)

第5条 本会会長はその任期中、島本町立小学校又は中学校のPTA会員でなければならない。

2 次年度会長候補者の対象は、子どもが次年度小学校2年生から6年生まで又は中学校2年生から3年生までに在籍している会員とする。

(会長の任期)

第6条 本会会長の任期は、1年間とする。ただし、3年を上限とし、会長の再任は妨げない。

(副会長候補者)

第7条 副会長は、会長以外の単位PTA会長がこれにあたる。

(書記候補者及び会計候補者)

第8条 書記及び会計は、ローテーション表に基づき幹事校において選出する。

2 ローテーションは次に示す順序とする。

- ①第一小学校 ②第二小学校 ③第三小学校 ④第一中学校 ⑤第二中学校 ⑥第四小学校

3 新設校がある場合は、この条前項第6号の次に組み入れ、発足より2年間は該当しないものとする。

(幹事候補者)

第9条 幹事は、教職員代表2名及び幹事校以外の各小中学校単位PTA副会長各1名がこれにあたる。

(理事候補者)

第10条 理事は、役員経験者の中から、当年度会長及び次年度会長候補者が協議のうえ選出し、役員会での議を経て総

会において承認を受けるものとする。

- 2 理事はその任期中、島本町立小学校又は中学校のPTA会員でなければならない。
- 3 理事の再任は妨げない。ただし、3年を上限とする。

(改廃)

第11条 本規程を変更する場合は、役員会の議決を要する。

附則

- 1 本規程は、制定日（平成30年9月8日）から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、役員選出規程（平成30年2月24日制定）は廃止する。
- 3 第4条の一部を改訂し（令和2年2月1日）から施行する。

個人情報取扱規程

島本町PTA連絡協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得、利用及び管理について以下のとおり定める。

(目的)

第1条 島本町PTA連絡協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報において、適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに本会で取り扱う個人情報の取得、利用及び管理の適正に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は本会役員及び会計監査とする。

(守秘義務)

第5条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。また、その役職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を定め、会員に公開し本人に明示するものとする。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 各種文書の送付
- (2) 本会役員・会計監査・会員等の名簿の作成
- (3) 本会役員の選出活動
- (4) 広報紙又はPTAホームページ等への掲載
- (5) その他、PTA活動に限定して利用するものとする。

(個人情報の利用制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条により限定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

(管理)

第9条 管理者及び取扱者は、個人情報を安全かつ適正に管理するものとする。不要となった個人情報は管理者立会いのもと速やかに廃棄しなければならない。

(保管及び持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管するものとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付時も含め、パスワードをかけるなど適切に行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第12条 本会は、島本町立学校の単位PTAと利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

(第三者提供にかかる記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第11条第1号から第4号を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存するものとする。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供する対象者の氏名等
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加又は削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じなければならない。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告しなければならない。管理者は、報告を受けたときは本件に善処するものとする。

(研修)

第16条 本会は、個人情報の取扱者に対して、個人情報保護の取扱いに関する留意事項について定期的に研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に対して適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本規則は、本会役員会において改正する。

(雑則)

第19条 本規則に定めなき事項が生じたときは、本会役員会の判断で善処するものとする。

附則

1 本規則は、制定日(平成31年2月23日)から施行する。

慶弔規程

第1条 本会は、第7条に掲げる職務に就いている者に慶弔の意を表すために本規程を設ける。

第2条 慶弔の意を表すため物品および現金を贈る。

第3条 物品または現金は次の各号による。

- 1、表彰を受けた場合(大阪府以上の団体または機関)・・・3,000円
- 2、死亡した場合・・・代表者会葬 香料5,000円 襦1対

第4条 本規程の適用を受けた者は、如何なる名目においても金品による返礼をしてはならない。

第5条 本規程に関する経費は、本協議会が負担する。

第6条 本規程明示されないが、緊急必要ありと認めた場合は、会長が会計と協議の上、役員会の事後承認を

求めることができる。

第7条 本規程の対象者は、次に掲げる者とする。(但し、現職に限る)

- 1、島本町・・・・・・町長
- 2、島本町・・・・・・教育長
- 3、島本町・・・・・・教育委員長および教育委員
- 4、島本町・・・・・・生涯学習課長および職員
- 5、島本町・・・・・・町立幼稚園・小中学校PTA会長及び副会長

第8条 本規程を変更する場合は、役員会の議決を要す。

表彰に関する内規

(目的)

第1条 島本町PTA連絡協議会(以下「本会」という。)は、島本町教育の振興と園児・児童・生徒の生活指導、又はその他福祉増進に協力した者に対する表彰のために必要な規準及び手続等を定める。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、原則として島本町に在住又は在勤する個人又は島本町に所在する団体とする。

(表彰者の推薦)

第3条 島本町立学校園PTA会長は、第4条に定める選考基準に照らし、表彰に該当する個人又は団体があると認めるときは、その候補者を本会役員会に推薦する。

(表彰基準)

第4条 被表彰者は、次の号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 島本町教育の振興に貢献し、その功績が顕著な者。
- (2) 子どもの登下校安全又は健全育成のために尽くした者。
- (3) 子どもを災害や犯罪から未然に防止し、又は災害の際、特に功績のあった者
- (4) 本会において役員を通算3期以上務めた者
- (5) 島本町立学校PTA役員を原則として通算5期以上務めた者、又は島本町立学校PTAに対して特段の功績のあった者。
- (6) その他、本会の振興発展、又は学校・家庭・地域の連携や教育等に寄与した者で、本会役員会において認められた者。

2 前項にかかわらず、島本町表彰規程に基づく当年度受賞予定者又は過去3年以内に表彰を受けた者は原則として受賞できない。

(表彰の決定)

第5条 表彰は、本会役員会においてこれを決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を贈り、記念品を添えることがある。

(表彰の時期)

第7条 本会は、表彰対象者に対して、総会又は本会研修大会で感謝状を贈呈するものとする。ただし、事情によっては臨時にこれを行う事が出来る。

(雑則)

第8条 この内規に定めなきことは本会役員会において定める。

(規程改正)

第9条 この内規を変更する場合は、本会役員会の議決を要する。

附則

1 本内規は、制定日(平成30年9月8日)から施行する。

令和2年度事業・活動報告書

団体名 島本町PTA連絡協議会

開催月	事業の目的及び内容
4月11日	新旧幹事校引き継ぎ
5月8日	大阪府PTA協議会「オンライン医療相談サービスおよびいじめ不登校相談窓口のご案内」周知
5月16日	令和元年度決算総会(書面開催)
5月30日	令和2年度予算総会(書面開催)
5月	単Pへマスク配布
6月29日	『こども110番の家』運動推進会議(第1回)
7月11日	大阪府PTA協議会 新旧会長等連絡会(WEB参加対応)
7月13日	三島地区PTA連絡協議会 新旧役員会
8月2日	大阪府PTA協議会「三行詩コンクール」応募
8月8日	大阪府PTA協議会総会
8月19日	三島地区PTA連絡協議会 第二回役員会
9月14日	『こども110番の家』運動推進会議(第2回)
9月26日	島本町PTA連絡協議会 第二回役員会
10月19日	三島地区PTA連絡協議会 第三回役員会
11月8日	日本PTA近畿ブロック研究大会 京都府大会(WEB)
11月14日	大阪府PTA協議会 第二回市町村連絡会
11月28日	島本町PTA連絡協議会 第三回役員会
12月10日	三島地区PTA連絡協議会 第四回役員会
1月16日	大阪府PTA協議会 第66回大阪府PTA研究大会および大阪府団体表彰式参加
1月23日	島本町PTA連絡協議会研修会
2月6日	大阪府PTA協議会 第三回市町村連絡会
2月27日	島本町PTA連絡協議会 第四回役員会
2月未定	三島地区PTA連絡協議会 第五回役員会
3月未定	大阪府PTA協議会 第四回市町村連絡会
4月未定	島本町PTA連絡協議会 第五回役員会
	<p>▼参加協力している島本町行政関係の委員会など</p> <p>●島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会</p> <p>①島本町青少年問題協議会</p> <p>②島本町生活環境美化推進連絡会</p> <p>③水無瀬川緑地公園運営協議会</p> <p>④島本町交通安全推進協議会</p> <p>⑤島本町明るい選挙推進協議会</p> <p>⑥高槻・島本地区社会を明るくする運動推進委員会</p> <p>⑦高槻・島本町安全なまちづくり推進協議会</p> <p>⑧島本町人権まちづくり協会</p> <p>⑨島本町同和問題啓発推進協議会</p> <p>⑩島本町学校支援ゆめ本部運営委員会</p>

様式第3号

令和2年度決算・収支(見込)報告書

団体名 島本町PTA連絡協議会

収入

項目	金額	付記
1. 総額	149,085	
2. 補助金	0	
内訳		
町1	0	上部団体関連費 府P負担金に対する町補助金
町2	0	島本町社会教育関係団体補助金
三島P	0	三島P助成金(府P活動助成金)
3. 負担金	144,240	40円×116人+50円×2,722人+3500円
4. 雑収入	4,281	預金利息、会場キャンセル返金、三島P会場代各地区分相金
合計	297,608	

支出

項目	金額	付記
1. 事務費	58,578	
内訳		
事務用品	58,578	ファイル、コピー、コピー用紙等
PC関連	0	
2. 事業費	31,926	
内訳		
研修会補助金	500	島本町人権まちづくり協会年会費
講演会補助金	25,560	1月研修会費
交流会補助金	0	PTA役員交流会
遠P活動費	5,866	遠P活動費
3. 会議費	300	役員会会場費(6/4引継ぎ会場費)
4. 上部団体関連費	5,720	
内訳		
府P負担金	0	大阪府P負担金及び分相金
出張旅費	5,720	府P・三島P、研修会等役員会等参加のための交通費
研修会等	600	9/24三島P役員会島本町開催会場室使用料
5. 庶務費	0	
6. 通信費	15,500	遠P役員活動上の連絡通信費用
7. 雑費	0	振込手数料等
8. 予備費	0	
合計	112,024	

収支差引額 185,582 円 (次年度へ繰り越し)

開催月	事業の目的及び内容
4月	役員会、新旧引き継ぎ会 総会準備 三島地区 PTA 連絡協議会役員会
5月	令和2年度決算総会並びに令和3年度予算総会 連 P 交流会
6月	役員会 負担金徴収 三島地区 PTA 連絡協議会役員会 大阪府 PTA 協議会引継会・総会
7月	三島地区 PTA 連絡協議会役員会
8月	島本夏まつり参加協力
9月	役員会 研修会
10月	三島地区 PTA 連絡協議会役員会
11月	役員会
12月	研修会・講演会 三島地区 PTA 連絡協議会役員会
2月	役員会 三島地区 PTA 連絡協議会役員会
※その他、島本町行政関係の委員会などへの参加協力予定 ※上部団体研修会への参加	

令和3年度予算・収支見込書

団体名 島本町PTA連絡協議会

収入

(単位:円)

項目	金額	内訳説明
前年度繰越金	185,582	前年度からの繰越金
会費	144,240	40円×116人+50円×2,722人+3500円
補助金	73,290	上部団体関連費 府P負担金に対する町補助金
	27,000	島本町社会教育関係団体補助金
	100,000	大阪府P補助金 新活動活性化(基本分)
	9,933	大阪府P補助金 新活動活性化(上乘せ分)
雑収入	5	預金利息等
合計	540,050	

支出

項目	金額	内訳説明
事務費	50,000	總會資料、事務用品消耗品他
事業費	50,000	近P大会参加費用・研修会・委員会研修費等
	120,000	講演会費用(講師謝礼・交通費・チラシ費用等)(うち町補助金27,000円)
	10,000	役員交流会施設使用費用等
	20,000	連P活動費(三行詩コンクール・連P表彰の費用)
会議費	12,000	役員会等のお茶代、施設使用料
上部団体関連費	73,290	府P負担金(15円×116人+25円×2722人+3500)
	50,000	出張旅費(日P、府P、三島Pの研修会等参加交通費)
	80,000	上部団体研修会・交流会参加費等
慶弔費	10,000	弔慰金・個人表彰お祝い金
通信費	15,000	連P役員活動上の連絡通信費
雑費	1,000	振込手数料等
予備費	48,780	
合計	540,050	

(単位:円)

収支差引額 (収入)540,050 - (支出)540,050 = 0円

社会教育関係団体認定申請書

令和3年1月13日

島本町教育委員会

教育長 持田 学 殿

団 体 名 島本音楽協会

(発足年月日 昭和53年(1978年)4月1日)

所 在 地 島本町東大寺三丁目

代表者氏名 藤原靖彦

連 絡 先 同 上

電話番号

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支(見込)報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

◇島本音楽協会 会則◇

- 第1条 本会は島本音楽協会と称し、事務所を会長宅におく。
- 第2条 本会は島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりを目的とする。
- 第3条 本会は本会の目的に賛同する島本町住民、町在職者等をもって、次のように組織する。
- ◇正会員 ◇賛助会員 ◇当日会員
- 第4条 本会は目的達成のため次のことを行う。
- (1)音楽会
 - (2)各種講座
 - (3)音楽サークル助成
 - (4)島本における伝承音楽の発掘
 - (5)子どもらの音楽による組織化
 - (6)町文化祭への参加
 - (7)その他
- 第5条 本会に次の役員をおく。
- (1)顧問を置くことができる (2)会長 1名 (3)副会長 若干名
(4)事務長 1名 (5)会計 1名 (6)運営委員 若干名
- 第6条 第5条の役員によって役員会を行い、総会に次ぐ決議機関とする。
- 第7条 本会の会計を監査するため、会計監査を2名おく。
- 第8条 本会の会費は次のように定める。
- | | | |
|-------|-------|---------|
| ◇正会員 | (年間) | 3,000円 |
| ◇賛助会員 | (年間) | 10,000円 |
| ◇当日会員 | (参加時) | 例会毎 |
- 第9条 総会は、年1回以上開催する。
- 第10条 役員、会計監査は運営委員会の推薦にもとづき、総会で承認をうける。任期は1年間とする。
- 第11条 本会則改正は、運営委員会において立案し、総会において承認をうける。

附 則

(施行期日)

この会は、昭和53年(1978年)4月1日に発足する。

この会則は、昭和53年6月25日に施行する。

この会則は、平成22年5月16日に施行する。(副則、事務長職設置)

令和2年度事業・活動報告書

団体名 島本音楽協会

開催月	事業の目的及び内容
10月～	<p>運営委員会開催（毎月）</p> <p>*新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、上記運営委員会を除く 令和2年度計画の活動（下記）を中止し、令和3年度に延期して実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第24回「島本合唱フェスティバル」 2020年6月6日 ・「上敷領藍子 深見まどか デュオ リサイタル」 2020年9月6日 ・〈祝 町制80周年を記念する〉 ミュージカル「サウンド オブ ミュージック」 2020年11月14日、15日 ・男声デュオで聴く、唱歌・童謡。日本の歌 「HAMORIBE」〈はもりべ〉 歌の故郷を訪ねて 2021年1月23日

令和2年度決算・収支（見込）報告書

団体名 島本音楽協会

収 入		
項 目	金 額	内 訳 説 明
繰越金	8,093	
正会員費	75,000	@3,000×25人
賛助会員費	50,000	@10,000×5人
補助金	0	コロナ禍により2020年度事業を中止により島本町補助金（45,000円）を辞退
助成金	90,000	芸術文化振興基金（2020年度支払い分に対する助成）
事業積立金繰入	150,000	記念事業積立金からの繰り入れ
利子雑収入	25,282	利息、前年度借上料返金 他
合 計	398,375	

支 出		
項 目	金 額	内 訳 説 明
報償費	5,000	講師謝礼 他
消耗品費	4,165	事務用品 他
印刷費	32,220	会員募集パンフ、チラシ 他
借上料	233,580	楽譜等資料借料、ホール使用料 他
通信費	11,170	郵便送料、切手 他
備品費	7,124	備品購入、ホームページ費 他
事業積立金	90,000	記念事業積立金
雑費	8,615	手数料 その他
合 計	391,874	

収支差引額 6,501円（次年度繰越）

記念事業積立金 426,745円

2020年度当初 486,745円 繰出 150,000円 繰入 90,000円 年度末 426,745円

2021年度当初 426,745円

令和3年度事業・活動計画書

団体名 島本音楽協会

開催月	事業の目的及び内容
4/11	2021年島本音楽協会通常総会 2021年4月11日(日)10時～ 会場：ふれあいセンター「第2学習室」
7/3	第189回コンサート 第25回「島本合唱フェスティバル」 ～島本町内の合唱団が参加する楽しい合唱フェスティバルから 2021年7月3日(土)14時～ 会場：島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」
9/5	第190回コンサート 「上敷領藍子 深見まどか デュオ リサイタル」 2021年9月5日(日)14時～ 会場：島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」
11/13 11/14	第191回コンサート ミュージカル「サウンド オブ ミュージック」(全二幕日本語上演) 2021年11月14日(土)15日(日)14時～ 会場：島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」
2022 1/23	第192回コンサート ～男声デュオで聴く、唱歌・童謡。日本の歌～ 「HAMORIBE」<はもりべ>歌の故郷を訪ねて 2022年1月23日(日)14時～ 会場：島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」
通年	その他の諸活動 島本音楽協会運営委員会を毎月開催。 島本町文化祭、スポーツ祭、福祉大会、島本夏祭りなどに参加。 又、サークル活動、資料館コンサート、地域の行事などに取り組む。

様式第5号

令和3年度予算・収支見込書

団体名 島本音楽協会

収 入		
項 目	金 額	内 訳 説 明
繰越金	6,501	
正会員費	300,000	@3,000×100人
当日会員費	1,200,000	@2,000×100人@3,000×250人@2,500×100人
賛助会員費	50,000	@10,000×5人
補助金	45,000	島本町
参加費	42,000	合唱フェス団体参加費@6,000×7団体
事業積立金繰入	300,000	
利子雑収入	53,000	利息、貸与資料保証金払戻 他
合 計	1,996,501	

支 出		
項 目	金 額	内 訳 説 明
報償費	325,000	演奏会客演者への謝礼(町補助金充当)
記念事業費	960,000	記念ミュージカル公演諸費用
消耗品費	30,000	事務用品 他
印刷費	250,000	チラシ、プログラム、パンフ 他
借上料	250,000	ホール使用料、付帯設備費、調律代 他
通信費	34,000	切手、はがき、郵便送料 他
接待費	45,000	客演者弁当 他
備品費	30,000	備品購入、記録音源CD、ホームページ費 他
参加記念費	20,000	花束、慶弔費、出演者用CD 他
会議費	30,000	役員会経費
雑費	22,501	手数料 その他
合 計	1,996,501	

収支差引額 0円

記念事業積立金 426,745円

2020年度当初 486,745円 繰出 150,000円 繰入 90,000円 年度末 426,745円

2021年度当初 426,745円 繰出 300,000円

社会教育関係団体認定申請書

令和3年1月14日

島本町教育委員会

教育長 持田 学 殿

団体名	特定非営利活動法人島本町体育協会
(発足年月日)	昭和46年3月1日
所在地	島本町広瀬三丁目
代表者氏名	蛭原 映二
連絡先	島本町桜井2-11-22 (町立体育館)
電話番号	075-962-1331

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込み）報告書
3. 当該年度事業・活動計画所及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

特定非営利活動法人島本町体育協定会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人島本町体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府三島郡島本町広瀬三丁目5番13号「やなぎや」内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域住民全てに対して体力づくりを推進し、スポーツの普及向上を図りスポーツ振興に関する事業を行い、健康で明るい住民の育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表2号、4号を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 各種スポーツ教室・大会の企画運営事業

② スポーツ施設管理運営事業

③ スポーツに関する啓発情報提供事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の種別とし、正会員をもって特定非営利活動/促進上の社員とする。

(1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛同するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、

会長の承認を得なければならない。

2 会費は、正会員の申し込みについては正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

会員が、次の各号の該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を2年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総会の3分の2以上の賛決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、離決前に非明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(純出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の純出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上

(2) 監事 2人

(選任)

第13条 役員は、総会において正会員(団体によってはその代表者)の中から選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人以上

(3) 理事長 1人

(4) 副理事長 1人以上

3 監事は、理事又はこの法人の職員の職を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれ役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数

の3分の1を超えて含まれることにならなければならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員の職を兼ねてはならない。
(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、会長以外の役員は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、会長の命をうけて会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

6 監事は、次に掲げる職務を行なう

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを總會又は大医師知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、總會を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第15条 役員は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の現任期間とする。

3 前2号の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を任期の末日後、最初の總會が終結するまで延長する。
(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは選任なくこれを補充しなければならない。
(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、總會の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、總會の議決を経て、会長が別に定める。
(顧問等)

第19条 この法人は、理事会の議決により、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、代表理事の顧問に応じて助言を行い、理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

3 顧問及び相談役に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 總會

(種別)

第20条 この法人の總會は、通常總會と臨時總會とする。

(構成)

第21条 總會は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 總會は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 長期借入金その他新たな債務の負担及び権利の放棄

(8) その他運営に関する重要事項であるため、理事会から付託された事項

(開催)

第23条 通常總會は、毎年1回開催する。

2 臨時總會は、次の各号のいずれかに該当する場合には開催する。

(1) 理事が必要と認められたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第8項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第24条 總會は、会長が招集する。ただし、前条第2項第9号の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時總會を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員はその議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)

(4) 審議事項及び決議事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付随するべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) その他総会の議決を要しない業務に関する事項

(権能)

第32条 理事会は、次の各号のいずれか以上に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決等)

第35条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 補助金

(5) 財産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、次に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(資産の管理)

第38条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経営の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならず、これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第42条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

(留定予算)

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならぬ。

第43条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第44条 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならぬ。

(長期借入金)

第45条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならぬ。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

第7章 事務局

(設置)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任命する。

(書類及び帳簿の備え置き)

第48条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定されている書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならぬ。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款の変更は、総会において正会員の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 大阪府知事による限理の取り消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならぬ。

(残余財産の処分)

第51条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

(名称)

島本町

(事務所所在地)

大阪府三島郡島本町広瀬三丁目5番13号「やなぎや」内

第9章 雑則

(公告)

第52条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

個人

入会金

0円

年会費

5,000円

団体 入会金 0円 年会費 10,000円

(2) 賛助会員

個人 入会金 2,000円 年会費 3,000円

団体 入会金 2,000円 年会費 1口 3,000円

3 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項にかかわらず平成19年3月31日までとする。

(役員名)

(1) 会長 近江 邦彦

(2) 副会長 田畑 悦三

(3) 副会長 富田 真司

(4) 副会長 村上 敬

(5) 理事 小久保貴三

(6) 副理事長

(7) 副理事長 梶原 映二

(8) 監事 福山 史朗

(9) 監事 井口 茂

(10) 監事 毛利 隆

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。

6 主たる住所変更日 平成20年2月1日

7 この定款は、平成24年6月10日から施行する。

8 この定款は、平成 年 月 日から施行する。

令和2年度事業・活動報告書

団体名 特定非営利活動法人島本町体育協会

開催月	事業の目的及び内容
4月	26日 島本音楽フェスティバル中止 (コロナ禍)
6月	14日 島本町代表選手壮行会中止 (コロナ禍)
	定期総会 (書面評決)
	令和元年度事業・決算報告 および
	令和2年度事業・予算計画 について
8月	1日 島本夏祭り中止 (コロナ禍)
9月	5日 ふれあい夜店中止 (コロナ禍)
10月	11日 町民スポーツ祭・体力測定会中止 (コロナ禍)
	17日 あいあい祭り中止 (コロナ禍)
11月	3日 文化祭中止 (コロナ禍)
	14日 三小祭り中止 (コロナ禍)
12月	13日 第11回しまもとミニマラソン大会中止 (コロナ禍)
1月	17日 新春懇親会中止 (コロナ禍)
3月	7日 島本町スポーツレクリエーション祭中止 (コロナ禍)
	※隔月1回 理事会中止 (コロナ禍)
	【三島地区体育連合】
6～11月	大阪総体、三島地区総合体育大会中止 (コロナ禍)

令和2年度決算・収支（見込）報告書

団体名 特定非営利活動法人島本町体育協会

収入

項目	金額	内訳説明
1 繰越金	3,639,764	前年度繰越
2 会費(登録費)	160,000	16団体×@10,000
3 事業収入	562,057	
イベント事業	0	ふれあい夜店、文化祭など
スポーツ活動事業	0	壮行会など
スポーツ振興事業	562,057	スポーツ教室
広報事業	0	広報紙広告代
4 補助金収入	180,000	島本町
5 施設管理受託金収入	14,024,221	島本町
6 雑収入	840	賞状代、利息等
合計	18,566,882	

支出

項目	金額	内訳説明
1 事業費	826,125	
イベント事業	0	ふれあい夜店、文化祭など
スポーツ活動事業	0	壮行会など
スポーツ振興事業	481,125	スポーツ教室
広報事業	235,000	広報紙印刷代・配布代(内町補助金180,000円)
事務費	110,000	租税公課、賠償保険
2 管理費	12,274,076	人件費・消費税・法人税
3 周年事業積立金	500,000	積立金
4 特別事業積立金	700,000	積立金
合計	14,300,201	

収支差引額 4,266,681 (次年度繰越金)

令和元年度 特別会計

	令和元年度決算額	令和2年度見込額	計
周年事業積立金	1,462,623	500,000	1,962,623
特別事業積立金	765,156	700,000	1,465,156

※特別事業とは、例えば退職や賠償補償のための積立金である。

令和3年度事業・活動計画書

団体名 特定非営利活動法人島本町体育協会

開催月	事業の目的及び内容
4月	島本音楽フェスティバル (模擬店)
5月	定期総会 令和2年度事業・決算報告 および 令和3年度事業・予算計画 について
6月	島本町代表選手壮行会
8月	島本夏祭り
9月	ふれあい夜店 (模擬店)
10月	町民スポーツ祭、体力測定会 あいあい祭り
11月	文化祭 (模擬店) 三小祭り
12月	第12回しまもとミニマラソン大会
1月	新春懇親会
3月	島本町スポーツレクリエーション祭
※隔月1回 理事会	
【三島地区体育連合】	
6～11月	三島地区総合体育大会 (抽選会、開会式、閉会式等を含む) ※理事会 年4回 ※事務局会議 年8回 (理事会含む)

令和3年度予算・収支（見込）書

団体名 特定非営利活動法人島本町体育協会

収入

項目	金額	内訳説明
1 繰越金	4,266,681	前年度繰越
2 会費(登録費)	160,000	16団体×@10,000
3 事業収入	1,636,000	
イベント事業	350,000	ふれあい夜店、文化祭など
スポーツ活動事業	200,000	壮行会など
スポーツ振興事業	910,000	スポーツ教室
広報事業	176,000	広報紙広告代
4 補助金収入	180,000	島本町
5 施設管理受託金収入	15,010,000	島本町
6 雑収入	5,000	利息等
合計	21,257,681	

支出

項目	金額	内訳説明
1 事業費	2,350,000	
イベント事業	350,000	ふれあい夜店、文化祭など
スポーツ活動事業	400,000	壮行会など
スポーツ振興事業	550,000	スポーツ教室
広報事業	300,000	広報紙印刷代・配布代(内町補助金180,000円)
事務費	150,000	租税公課、保険、三体連関係
備品消耗品費	600,000	コロナ対策費(リモート用PC、検温器、消毒液、マスク)
2 管理費	16,800,000	人件費・消費税・法人税
3 周年事業積立金	1,000,000	積立金、記念冊子
4 特別事業積立金	1,000,000	積立金
5 予備費	107,681	
合計	21,257,681	

令和3年度 特別会計

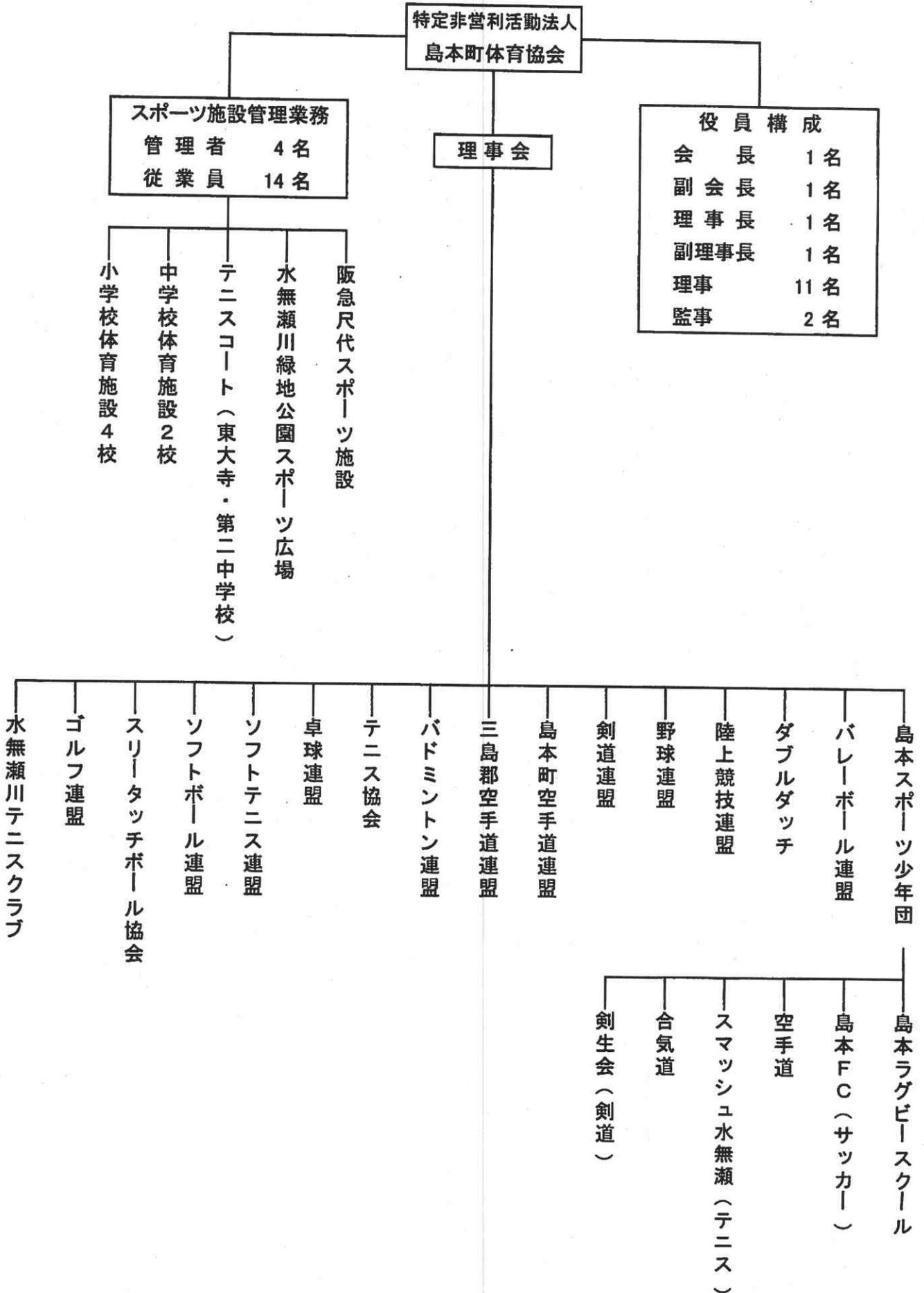
	令和2年度見込額	令和3年度見込額	計
周年事業積立金	1,962,623	1,000,000	2,962,623
特別事業積立金	1,465,156	1,000,000	2,465,156

※特別事業とは、例えば退職や賠償補償のための積立金である。

特定非営利活動法人島本町体育協会 加盟団体

NO	団体名	人数
1	野球連盟	248
2	バレーボール連盟	311
3	ソフトボール連盟	72
4	陸上競技連盟	40
5	バドミントン連盟	50
6	テニス協会	55
7	ゴルフ連盟	80
8	三島郡空手道連盟	110
9	島本町空手道連盟	40
10	剣道連盟	50
11	卓球連盟	62
12	ソフトテニス連盟	12
13	スリータッチボール協会	41
14	ダブルダッチクラブ	80
15	水無瀬川テニスクラブ	60
16	空手道	41
17	スマッシュ水無瀬	30
18	剣生会	15
19	天王山ラグビースクール	70
20	島本FC	42
21	合気道	25
合 計		1,534

組織図



島本町こども会育成連絡協議会

会 則

(名称)

第一条

本会は島本町こども会育成連絡協議会(以下は町こ連と呼ぶ)と称し、事務局を会長宅におく。

(目的)

第二条

本会はこども会の組織運営について研究協議し、育成者相互の連絡、協議を密にするとともに、子ども達の福祉の増進と社会教育活動の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第三条

本会の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1) 各種の研修会・講習会の開催
- 2) 単位こども会の指導・育成
- 3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第四条

本会は単位こども会の会員とその保護者及び本会の目的に賛同する有志をもって組織する。

*1

(運営)

第五条

本会は役員会において運営する。

(役員と理事)

第六条

本会に下記の役員と理事をおく。

会長1名・副会長1名以上・会計1名・会計監査2名・理事数名・顧問若干名

(役員及び理事の選出)

第七条

役員は下記の機関にて選出し、任期は1年とする。

但し再任する事ができる。補欠役員の任期は前任者の残任期とする。

- 1) 会長・副会長・会計は、理事の協議にて(第四条*1)より選出し総会において承認する。但し、町内在住・在勤の成人に限る。
- 2) 会計監査はその都度役員会にて決める。
- 3) 理事は会員より役員会にて決める。

(連絡担当者の選出)

第八条

単位こども会は、保護者の中から連絡担当者を1名ないし2名選出する。

(役員の仕事)

第九條 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 会計は会計事務を司る。
- 4) 会計監査は会計事務を監査する。
- 5) 理事は会長・副会長・会計を補佐し、会の推進に努めるとともに、単位子ども会との連絡を密にし、協議をはかる。

(機関)

第十條 本会の会議は、総会と役員会とし、会長がこれを招集する。

- 1) 総会は会員で構成し、本会の最高決議機関とし、年間計画、役員選出、予算などを審議する。
- 2) 役員会は本会の運営、行事の計画、立案等を行う。
- 3) 会議の決議は、出席者の過半数をもってこれを決する。

(会計)

第十一條 本会の会計は、会費、その他の収入をもってあてる。
会費については、役員・理事及び単位子ども会が納める。

(会計年度)

第十二條 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第十三條 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛同を得て改正することができる。

(附則)

- 1) この会則は昭和56年4月1日より施行する。
- 2) この会則は昭和61年4月1日より施行する。
- 3) この会則は平成4年4月1日より施行する。
- 4) この会則は平成9年4月1日より施行する。
- 5) この会則は平成14年4月1日より施行する。
- 6) この会則は平成15年4月1日より施行する。
- 7) この会則は平成17年4月1日より施行する。
- 8) この会則は平成18年4月1日より施行する。
- 9) この会則は平成23年4月1日より施行する。
- 10) この会則は平成24年4月1日より施行する。
- 11) この会則は平成26年4月1日より施行する。

様式第2号

令和2年度事業・活動報告書

団体名 島本町こども会育成連絡協議会

開催月	事業の目的及び内容
	別添資料のとおり

令和2年(2020年)度 事業・活動報告書

島本町こども会育成連絡協議会

開催日	事業種類	事業名	事業内容及び効果
令和2年 4月12日	町こ連主催行事	町こ連総会	コロナウィルス感染拡大防止のため、単位こども会の新旧役員さんに議案書と資料を配布し、審面議決にて実施。6議案すべてにおいて可決をいただいた。また、資料にて「町こ連」のことや、手続きなどについて周知を図った。 審面表決表提出：16名(育成者：11名・町こ連：5名)
令和2年 6月20日	三島ブロックこ連 主催事業	育成者・指導者研修会	摂津市のコミュニティプラザにて、武村尚志氏を講師に「新しい遊びを作ろう」をテーマに3グループに分れて考察・実践。コロナ禍で今までの遊びが制約される中どんなことができるのか、考える機会となった。また、他市の活動状況などの情報を得るなど交流も図れた。 島本町参加：町こ連2名
令和2年 6月28日	町こ連主催事業	春の行事	町内で実施予定であったが、コロナウィルス感染拡大防止のため、見合わせた。
令和2年 8月20日	町こ連主催事業	夏の行事	体験学習の実施を検討していたが、コロナウィルス感染拡大防止のため、見合わせた。
令和2年 9月12日	三島ブロックこ連 主催事業	ジュニアリーダー 交歓会	高槻市の安斎遺跡公園内の施設にて、職員さんの指導のもと「お箸」作りを体験。かんなどで木材を削り、やすりをかけ、最後に自分のイニシャルなど模様を焼き付け、自分だけのオリジナルの作品を完成させた。普段使うことの少ない道具の扱い方を学ぶなど貴重な経験ができた。 島本町参加：町こ連2名
令和2年 11月14日	三島ブロックこ連 主催事業	スポーツ交歓会	摂津市にて、三島ブロックこども会が行っているスポーツの試合(ソウトボール・キックベースボール)を実施予定も、コロナウィルス感染拡大防止のため中止。
令和2年 12月6日	町こ連主催事業	春・夏の代替行事	ふれあいセンターにて「クラフト大会」の実施を検討していたが、コロナウィルス感染拡大防止のため、見合わせた。
令和3年 2月1日 ～28日	町こ連主催事業	代替行事 「楽しくクイズに 挑戦しよう!!」	町内施設でクイズに挑戦してもらう企画を考えていたが、緊急事態宣言の再発令を考慮し、コロナウィルス感染拡大防止のため、ハガキ形式でクイズに答えて参加賞を手にしてもらう企画に変更。自分で考えたり、調べたり、尋ねたりして答えをみつける楽しさを味わってもらう。

《年間主催事業》

ジュニアリーダー講習会・・・町内の4～6年生の小学生を対象に実施

今年度は講習生の年間募集ではなく、年4回程度単体で都度募集し実施予定であったが、コロナウィルス感染防止のため実施を見合わせた。

《その他》

月1回程度理事会を行い、行事の検討やこども会の現状について話しあったりし、地域のこども会活動の活性化を推進する。三島地区のブロック会議に2ヶ月に1回参加し、ブロックのこども会事業の活性化を推進する。(今年度第1回は審面開催) 府こ連の会議や研修会などに随時参加し、技術などを向上させる。(今年度、大阪府こども会育成連合会関係の事業はすべて中止) 加盟こども会の各種こども会行事などのお手伝いをする事により、こども会活動の活性化を推進する。

・こども会組織の運営相談 ・行事の企画や運営相談(場所確保含む) ・物品貸し出し など

様式第3号

令和2年度決算・収支（見込）報告書

団体名 島本町こども会育成連絡協議会

収

入

項 目	金 額	内 訳 説 明
		別添資料のとおり
合 計	294,786	

支

出

項 目	金 額	内 訳 説 明
		別添資料のとおり
合 計	233,208	

収支差引額 (収入) 294,786円 - (支出) 233,208円 = 61,578円 (次年度繰越)

令和2(2020)年度 決算・収支(見込) 報告書

島本町こども会育成連絡協議会

収入

単位：円

項目	予算額	決算(見込)額	内訳
繰越金	106,636	106,636	令和元年(2020)度より繰越
会費	6,000	5,000	理事・役員・育成者10人×500円
補助金	180,000	180,000	町補助金
雑収入	4,000	1,950	還元金・利息
事業費	64,000	0	各種事業参加費
研修費	0	1,200	三島ブロックJL交歓会 駐車場代
合計	360,636	294,786	

支出

単位：円

項目	予算額	決算(見込)額	内訳	
事業費	243,500	117,000	【うち町補助金：86,000円】	
内訳	報奨金	10,000	0	講師謝礼など
	施設使用費	170,000	0	各種事業実施施設使用料など
	消耗品費	2,000	115,000	各種事業実施消耗品代【うち町補助金：84,000円】
	備品費	5,000	2,000	各種事業実施備品代【うち町補助金：2,000円】
	賄費	1,500	0	事業指導者・協力者賄
	印刷製本費	5,000	0	印刷・写真現像
	交通費	50,000	0	行事交通費
研修費	58,000	2,440	【うち町補助金：1,240円】	
内訳	JL講習会	40,000	0	かきふみ準備物購入代など
	JL交歓会	10,000	1,360	JL交歓会/交通費・材料費【うち町補助金：160円】
	指導者研修	6,000	1,080	育成者・指導者研修費/交通費【うち町補助金：1,080円】
	リーダー研修	2,000	0	リーダー研修費
本部費	36,000	27,728	【うち町補助金：6,720円】	
内訳	事務費	3,000	2,000	事務用品代【うち町補助金：2,000円】
	交通費	8,000	2,800	会議参加時など交通費【うち町補助金：2,800円】
	会議費	4,000	4,000	会議施設使用料・会議時お茶代など
	通信運搬費	2,000	1,608	切手・ハガキ・振込手数料など【うち町補助金：1,600円】
	印刷製本費	2,000	320	印刷・写真現像【うち町補助金：320円】
	分担金	17,000	17,000	府・三島ブロック分担金
予備費	23,138	0		
補助金返還		86,040		
合計	360,638	233,208		

収支差引額 総収入 294,786 円 - 総支出 233,208 円 = 61,578 円

様式第4号

令和3年度事業・活動計画書

団体名 島本町こども会育成連絡協議会

開催月	事業の目的及び内容
	別添資料のとおり

令和3年（2021年）度 事業・活動計画書

島本町こども会育成連絡協議会

開催月	事業種類	事業名	目的及び内容
4月	町こ連主催行事	町こ連総会	年間計画、予算などについて審議を行う。 (実施場所：ふれあいセンターを予定)
5月	町こ連主催事業	春の行事 「はじめましての会!!!」	大勢の仲間や異年齢集団の中で遊ぶことで、親睦・団結力・協力・助け合いの心を学んでもらうことを目的とする。また身近な物を使って工夫をして遊ぶ喜びを学んでもらうことも目的とする。 (実施場所：島本町内)
6月	三島ブロック事業参加	育成者研修会	三島ブロックの育成者・指導者が一同に会し、こども会活動発展のために様々な研修を受講する。 (担当：高槻市)
8月	町こ連主催事業	夏の行事 「体験学習」	普段なかなかできないような体験を施設などにでかけて行う。異年齢集団の親睦を深めることや経験、社会性を育むことを目的とする。 (実施場所：未定)
9月	三島ブロック事業参加	ジュニアリーダー交歓会	三島地区の中学生・高校生を対象とし、三島ブロック各地域のこども会活動の中心となるジュニアリーダーが一同に会して、他市町のリーダーと交歓しながら体験を共有し、ジュニアリーダーとして必要な資質の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。 (担当：島本町)
11月	三島ブロック事業参加	スポーツ交歓会	三島ブロックこども会が行っているスポーツ活動の試合を行い、お互いの交流と親睦を図る。島本町はお手伝いとして参加。 (担当：摂津市)
2月	町こ連主催事業	冬の行事 「おでかけ」	単位こども会ではなかなか行けない施設や催しに出かける。普段とは違う事や物を体験したり見たりすることで、豊かな感情や経験を育み深めてもらう。交通機関や施設でのマナーなどを学び、社会性も身につけることも目的とする。 (実施場所：未定)
3月	町こ連主催事業	育成者研修会	リーダー派遣が難しい状況を踏まえ、加盟こども会の活性化を目的として、簡単にできるゲームなどの講習を行う。講習終了後には、現在の各こども会の現状や問題点について、意見交換などを行う。 (実施場所：ふれあいセンターを予定)

《年間を通じての主催事業》

ジュニアリーダー講習会

町内の小学4・5・6年生を対象とした講習会を行う。この講習会を受講した児童が、地域活動やレクリエーション活動のリーダーとして成長し、こども会活動や青少年育成などの為に次世代の担い手となっていってくれることを目的とする。

年間を通じての講習生募集は行わず、講習会の都度受講生を募集する単発方式で、ゲーム・クラフト・調理実習（野外活動）などの講習を4回実施予定。

《その他》

月に1回理事会を行い、行事の検討やこども会の現状について話しあったりし、地域のこども会活動の活性化を推進する。

三島地区のブロック会議に2ヶ月に1回参加し、ブロックのこども会事業の活性化を推進する。

府こ連の会議や研修会などに随時参加し、技術などを向上させる。

加盟こども会の運営や行事などについて随時相談に応じ、アドバイスや物品貸し出し・「クラフト指導」などでお手伝いする事によりこども会活動の活性化を推進する。

町教育委員会後援事業に実行委員やコーナー参加などで協力し、町や地域の活性化を推進する。（いきいき・ふれあい事業・文化祭）

様式第5号

令和3年度予算・収支見込書

団体名 島本町子ども会育成連絡協議会

収 入

項 目	金 額	内 訳 説 明
		別添資料のとおり
合 計	338,578	

支 出

項 目	金 額	内 訳 説 明
		別添資料のとおり
合 計	338,578	

収支差引額 (収入) 338,578円 - (支出) 338,578円 = 0円

令和3年(2021年)度 収支予算書

島本町こども会育成連絡協議会
単位：円

収入

項目	金額	内訳
繰越金	61,578	2020年度より繰越
会費	5,000	理事・役員・育成者10人×500円
補助金	180,000	町補助金
雑収入	2,000	還元金・利息
事業費	90,000	各種事業参加費
合計	338,578	

支出

単位：円

項目	金額	内訳
事業費	222,500	【内町補助金：110,500円】
内 訳	報奨金	10,000 講師謝礼など
	施設使用費	150,000 各種事業実施施設使用料など【内町補助金：25,000円】
	消耗品費	1,500 各種事業実施消耗品代【内町補助金：30,500円】
	備品費	5,000 各種事業実施備品代【うち町補助金：5,000円】
	賄費	1,000 事業指導者賄
	印刷製本費	5,000 印刷・写真現像
	交通費	50,000 各種事業実施交通費【うち町補助金：50,000円】
研修費	55,000	【うち町補助金：55,000円】
内 訳	リーダー講習会	40,000 加わらぬ準備物購入代など【うち町補助金：40,000円】
	リーダー交歓会	10,000 三島ブック交歓会参加費【うち町補助金：10,000円】
	指導者研修	5,000 育成者・指導者研修費/交通費【うち町補助金：5,000円】
	リーダー研修	0 リーダークラブ研修費
本部費	36,500	【うち町補助金：14,500円】
内 訳	事務費	2,500 事務用品代【うち町補助金：2,500円】
	交通費	8,000 会議参加時など交通費【うち町補助金：8,000円】
	会議費	5,000 会議施設利用料・会議時お茶代など
	通信運搬費	2,000 切手・ハガキ・振込手数料など【うち町補助金：2,000円】
	印刷製本費	2,000 印刷・写真現像【うち町補助金：2,000円】
	分担金	17,000 府・三島ブック分担金
予備費	24,578	
合計	338,578	

収支差引額

総収入 338,578 円 - 総支出 338,578 円 = 0 円

様式第1号 (第5条関係)

社会教育関係団体認定申請書

3年 1月 14日

島本町教育委員会

教育長 殿

団体名

島本町少年野球協議会

(発足年月日 昭和51年度)

所在地 島本町東大寺

代表者氏名 増山賢次

連絡先 島本町東大寺

電話番号

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支(見込)報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

島本町少年野球協議会 会 則

昭和51年	4月	1日	ちびっこ野球連絡協議会 として発足
昭和62年	4月	1日	少年野球協議会と改称
平成 5年	4月	1日	施行
平成 8年	4月	1日	改訂
平成13年	9月	1日	追加
平成18年	4月	1日	改訂
平成22年	4月	25日	改訂
平成23年	4月	24日	改訂
平成24年	4月	22日	改訂
平成26年	4月	13日	改訂
令和 2年	5月	31日	改定

第1章 総 則

《目的》

第1条 本会は、会員相互の連絡を密にし、島本の少年野球活動の推進と少年たちの健全な心身育成を図ると共に、青少年たちが友情豊かに成長し、心身の健全育成を図ることを目的とする。

《名称及び事務局》

第2条 本会は、島本町少年野球協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を会長宅に置く。

《事業》

第3条 協議会は、第1条に定める目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 青少年たちの心身健全育成活動、啓発、啓蒙活動
- 2 少年野球大会、交流試合等の企画運営
- 3 少年野球大会、練習等による心身健全育成
- 4 情報交換、交流事業、指導者研修、懇談
- 5 その他、目的達成のため必要な事業

第2章 会員及び組織

《会員》

- 第4条
- 1 原則として島本町内に居住し協議会に対し、年間登録と年間登録料を納付した①球団所属児童、②球団所属指導者、③協議会参加球団を会員とする。町外の児童が当協議会チームに所属するときは、都度理事会に諮ることとする。
 - 2 協議会指導者は成人とする。（町外在住者可）
 - 3 前項に定めた者のほか、協議会の趣旨に賛同した個人及び法人等、賛助会費を納付したものを賛助会員とする。

《組織》

第5条 協議会組織は、各球団編成とし、球団には代表1名と指導者を置くものとする。又、球団編成は常に奨励し、協議会もこれに協力する。

第3章 役 員

《役員》

第6条 協議会に次の役員を置く。
各球団の代表、指導者より各2～3名の理事を選出し、次の役職を担当する。

- 会長
- (副会長)
- 事務担当理事
- 会計担当理事
- 運営担当理事
- 企画担当理事
- 審判部長 *全指導者より理事会で選任し会長が委嘱する。
また、必要に応じて(副会長)の役職を設けることができる。

＜＜委員、会計監査、顧問＞＞

- 第7条
- 1 運営委員：各球団より1名を選任し、運営担当理事を支援する。
 - 2 審判委員：各球団より1名選任し、審判部長を支援する。
 - 3 会計監査を1名置く。
 - 4 協議会に、顧問、相談役を置くことができる。

＜＜役員、委員の選任＞＞

- 第8条
- 1 会長、副会長及び各担当理事、審判部長、会計監査については理事会にて協議決定し、総会の承認を得る。
 - 2 但し、会計監査にあつては、役員を兼任することはできない。
 - 3 顧問、相談役については、理事会で選任し総会の承認を必要とする。
 - 4 運営委員、審判委員については、各球団選出理事により選任し、理事会に報告する。

＜＜役員、委員の任期＞＞

- 第9条
- 全理事、全委員、全役員の任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。全理事、全委員、全役員に欠員が生じた時は、速やかに補充する。
- 但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 機 関

＜＜会議＞＞

- 第10条
- 1 協議会の会議は、総会を最高議決機関とする。但し、緊急を要する場合に限り、理事会にて先決し、総会に報告、承認を得ることができる。

- 2 総会は、毎年1回開催しなければならない。
- 3 総会は、指導者の1/3以上の要請がある時、又は、会長が必要と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。
- 4 理事会は、第6条に規定する役員で構成し、会長が随時又は必要時に召集する。
- 5 理事会の議事運営は、会長が掌る。

〈〈総会〉〉

第11条

総会は、次の事項を審議する。

- 1 会務の報告、経過報告、事業計画と結果、予算及び決算、会則改正
- 2 その他協議会の運営に必要な事項

〈〈議事〉〉

第12条

- 1 総会は、球団所属指導者で、委任状も含めて2/3以上の出席で成立し、議事の採否は出席者の多数決による。
- 2 総会出席資格者は、参加球団に所属し協議会登録指導者及び理事会で必要と認めた者である。

〈〈運営機関〉〉

第13条

- 1 第3条に定める事業を推進するために理事会が主体となり、全指導者がこれに協力する。
- 2 特別な事業を企画するときは、特別委員会を設置することができる。

第5章 会 計

〈〈会計〉〉

第14条

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

〈〈会計監査〉〉

第15条

- 1 年度決算報告は、会計監査の審議後理事会の承認を得、総会にても承認を得なければならない。
- 2 会計監査に用いた監査資料は5年間保存しなければならない。

〈〈経費〉〉

第16条

協議会経費は、次に掲げる収入を充てる。

- 1 会員年間登録費
- 2 大会参加費
- 3 島本町助成金
- 4 賛助会費

〈〈会費〉〉

第17条

5 寄付金、その他

- 1 会員年間登録費、大会参加費、賛助会費等は要項及び申し合わせで定めるものとする。
- 2 年間登録費は、球団ごとの所属児童数で集計し球団単位で納付する。
- 3 納付した会費は理由の如何を問わず返還しない。

要 項

〈〈資格〉〉

- ① 第2章、第4条1項に定める球団所属児童とは、島本町在住の小学1年生から6年生までの男女児童とする。
なお、転宅などで島本町から他市町村に転居した児童については、引き続き元の球団に所属することも認める。
但し、理事会宛の報告の義務を有する。
- ② 年間登録者でなければ（未登録選手）大会参加は認めない。
- ③ 島本町協議会内におけるチーム間の移籍について
（ア）原則、選手の協議会内におけるチーム間の移籍は禁止とする。但し、やむを得ない事情の場合は協議会、全チームの代表者において移籍の是非などの決定をする。
（イ）指導者のチーム間の移籍は禁止する。

〈〈指導者〉〉

- ④ 第2章、第4条1項に定める指導者とは、成人男女の球団代表、監督、コーチであること。

〈〈球団〉〉

- ⑤ 第2章、第4条1項に定める球団とは、成人の代表者1名及び指導者のもと、上記の資格を持つ者で構成されたチームであること。

〈〈登録
登録費〉〉

- ⑥ 毎年4月1日付けにて、定められた様式により氏名、住所、学年、学校名、電話を記入し、年間登録費を添えて協議会に登録する。指導者も同様扱いとする。
- ⑦ 年度途中での入団者についても、速やかに登録し登録費も納すること。
尚、年間登録費は期間の如何を問わず、定められた全額を納入する。
- ⑧ 年間登録費は、総会において一定額を定め各球団に徹底する。

- <<会費>> ⑨ 大会参加費は、理事会において一定額を定め大会ごとに納付する。
 ⑩ その他必要な経費は、理事会にて決定し、徴収することができる。
- <<負傷等>> ⑪ 大会、練習中の負傷等は、応急手当以外協議会として一切の責任を負わない。
 ⑫ 球団ごとに、スポーツ障害保険に加入するようにつとめること。
- <<指導者心得>> ⑬ 指導的立場にあることを自覚し、日常においても発言や行動に注意し、会員や父兄からも批判の起こらないよう自己規制の心をもつこと。
 ⑭ 指導者は、特定の選手を特別扱いすることなく、平等な接し方をすること。
 ⑮ チーム代表を中心に指導者間のコミュニケーションを円滑にし、円満なチーム運営に留意すること。
 ⑯ 練習参加は当然ながら大会、会合、研修会等積極的参加を心がける事。
 ⑰ グラウンド設営、撤去作業、審判参加等にも積極的参加を心がける事。
 ⑱ 大会当日の朝は、第1試合に係るチーム指導者1名のみは、準備作業を免除し、選手のアップなどに携わることをOKとする。
 ⑲ 指導者、球団はグラウンド等公共の施設使用ルールを遵守し、選手の規範となるように努める事。

島本町 少年野球協議会 / 慶弔金規定

(H18年5月
改訂)

前提として…指導者、選手、ともに登録会員であり、
慶弔金を納付した者を対象とする。

《規定一覧表》

対象	死亡	見舞	結婚	出産	野球大会出場者
登録・選手本人	¥10,000	¥5,000	0	0	0
〃 指導者本人	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	0
〃 指導者の 配偶者 実子 父母	¥10,000	0	0	¥10,000	0
島本少年野球(協) に登録されて いた卒業生	0	0	0	0	¥10,000

《文章》

- 登録選手本人：弔慰金=死亡の場合は ¥10,000 を贈る。
見舞金=7日間以上の入院に対し ¥5,000。
- 登録指導者本人：弔慰金=死亡の場合は ¥10,000。
見舞金=7日間以上の入院に対し ¥10,000。
結婚祝=本人の結婚に対し ¥10,000。
出産祝=本人の出産に対し ¥10,000。
- 登録指導者 配偶者・実子・父母 の死亡に対し ¥10,000。
の親族； 配偶者 の出産に対し ¥10,000。
- 協議会登録選手で卒業後 全国高校野球野球大会への出場選手へのお祝い金。(春、夏、を問わず)
 - 登録選手として卒業し「卒業記念メダル受領者」。※途中退団者を除く。
 - 高校登録選手としてベンチ入りした者、に限定する。
 - プロ野球入団者は 社会人であるため対象外とする。

島本町少年野球協議会

《慶弔金・見舞い金》請求書

※各チーム理事に
5～6部づつ
配布しておき
ます。キープ
願います。

島本町少年野球協議会会則／慶弔金規定に
基づき下記理由により「慶弔・見舞い金」を
請求します。

記

1. チーム _____
2. 対象会員名 _____
3. 請求理由
※〇で囲む 結婚祝い・出産祝い・病氣見舞い
弔慰金・その他
4. 提出日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
5. 提出者 チーム代表 _____
6. 協議会受理 会長 _____ 会計 _____

キ リ ト リ セ ン

島本町少年野球協議会

《慶弔金・見舞い金》領収書

島本少年野球協議会御中
島本町少年野球協議会会則／慶弔金規定に
基づき下記理由により「慶弔・見舞い金」を
請求し 受領しました。

記

1. 受領者 チーム代表 _____
2. 受領対象者 _____
3. 受領日・金額 H _____ 年 _____ 月 _____ 日 円 _____
4. 受領理由
※〇で囲む 結婚祝い・出産祝い・病氣見舞い
弔慰金・その他
5. 処理・発行 会計 _____ 会長 _____

様式第 2 号

令和 2 年度事業・活動報告書

団体名 島本町少年野球協議会

開催月	事業の目的及び内用
年間	<p>【目的】</p> <p>①登録指導者（43名）が少年たち（町内の小学生 93 名登録）の健全育成が当会の理念であり、会則にも明記のとおり全ての事業・対外試合・日常練習等にもこれを基本として対処している。②特に体位低下や体力不足が指摘されている現在、その打破と向上に努めている。③社会教育としての挨拶・ルール厳守・絆の重要性・仲間意識・服装の正順さ・ことば使い等々、野球を通じ教育している。</p>
令和 2 年 5 月 随時	<p>【会議】</p> <p>総会（書面議決） 理事会</p>
令和 2 年 6 月 7 月 10 月 令和 3 年 1 月（予定） 2 月（予定） 3 月（予定）	<p>【事業】</p> <p><協議会（町内）行事></p> <p>島本町町議会議長杯（協議会前期リーグ） 島本町町長旗杯 島本町教育長杯（協議会後期リーグ）</p> <p>島本町杯新春新人戦少年野球大会 島本町少年野球協議会長旗卒団記念大会 島本町少年野球協議会長杯新人戦</p> <p>3 球団・6 チーム（各チーム A・B の 2 チーム）参加</p>
令和 2 年 6 月 7 月 7 月 9 月 10 月 10 月	<p><町外事業＝近隣地区連盟への大会参加></p> <p>京都八幡近隣地区大会（協議会 3 チーム参加、全 65 チーム） 京都府乙訓理事長旗（協議会 1 チーム参加、全 55 チーム） 南山城支部大会_秋季（協議会 3 チーム参加、全 82 チーム） 吹田東部ジュニア連盟大会（協議会 2 チーム参加、全 78 チーム） 茨木市茨木 JA 杯（協議会 3 チーム参加、全 105 チーム） 高槻スポーツ少年団親睦大会（協議会 3 チーム参加、全 87 チーム）</p>

<p>11 月</p> <p>令和 3 年</p> <p>1 月 (予定)</p>	<p>朝日新聞社優勝旗争奪北大阪大会 (協議会 3 チーム参加、全 70 チーム)</p> <p>乙訓卒業記念行政大会 (向日市、長岡京市、大山崎町、島本町の 6 年生参加予定)</p>
---	---

令和2年度決算・収支(見込)報告書

団体名 島本町少年野球協議会

収入

項目	金額	内訳説明
前年度繰越金	97,835 円	前年度繰越金
島本町補助金	90,000 円	45,000円×2
部員年間登録費	90,000 円	900円×100名
大会参加費	91,000 円	3チーム×5大会 (新春新人戦16,000円 3チーム×5大会@5,000円)
卒業生負担金	7,000 円	卒業記念メダル ¥700×10名
北大阪大会運営費	51,500 円	運営助成金10,000円 運営経費補助41,500円
雑収入	4 円	利息
合計	427,339 円	

支出

項目	金額	内訳説明
大会事業費	150,000 円	会議、運営費、ボール、石灰、商品、メダル代、コロナ対策代等
北摂大会運営費	0 円	大会参加費、弁当、飲料、駐車場代等
事務通信印刷費	10,000 円	コピー、切手代等
研修費	10,000 円	ルールブック、審判講習会参加費等
卒業部員記念費	12,000 円	卒業記念メダル ¥1,200×10個
備品購入費	50,000 円	備品等、協議会帽
対外試合情報交際費	10,000 円	会合費、行政大会関連経費
北大阪大会運営費	51,500 円	石灰、弁当代等
雑費	5,000 円	協議会設備修繕費等
記念基金積立	40,000 円	記念基金積立
合計	338,500 円	

収支差引額

(収入)427,339円 - (支出)338,500円 = (次年度繰越)88,839円

補助金充当先

① 大会事業費	80,000 円	石灰、表彰品、会議運営費の一部
② 備品購入費	10,000 円	備品購入の一部
計	90,000 円	

令和2 年度記念基金(見込)報告書

収入

項目	金額	内容説明
前期繰越	47,675 円	前年度繰越金
令和2年度積立金	40,000 円	記念基金積立金
合計	87,675 円	

支出

項目	金額	内容説明
合計	0 円	

収支差引額

(収入)87,675円 - (支出)0円 = (次年度繰越金)87,675円

様式第 4 号

令和 3 年度事業・活動計画書

団体名 島本町少年野球協議会

開催月	事業の目的及び内用
年間	<p>【目的】</p> <p>①登録指導者（約 40 名）が少年たち（町内の小学生約 100 名登録）の健全育成が当会の理念であり、会則にも明記のとおり全ての事業・対外試合・日常練習等にもこれを基本として対処している。②特に体位低下や体力不足が指摘されている現在、その打破と向上に努めている。③社会教育としての挨拶・ルール厳守・絆の重要性・仲間意識・服装の正順さ・ことば使い等々、野球を通じ教育している。</p> <p>【会議】</p> <p>総会 理事会</p> <p>【事業】</p> <p>①上記高揚のため、発表の場として町内の 6 大会を計画している。 ②更に近隣の地区大会（令和 3 年度・14 大会）に参加して、友好を深め友情の大切さや、野球技術のレベルアップに努める。</p>
令和 3 年	
4 月	
随時	
令和 3 年	
5 月	<p><協議会（町内）行事></p> <p>島本町町議会議長杯（協議会前期リーグ）</p>
6 月	<p>島本町町長旗杯</p>
10 月	<p>島本町教育長杯（協議会後期リーグ）</p>
令和 4 年	
1 月	<p>島本町杯新春新人戦少年野球大会</p>
2 月	<p>島本町少年野球協議会長旗卒団記念大会</p>
3 月	<p>島本町少年野球協議会長杯新人戦</p>
令和 3 年	<p><町外事業＝近隣地区連盟への大会参加></p>
4 月	<p>京都八幡近隣地区大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）</p>
4 月	<p>吹田千里ニュータウン大会（協議会 3 チーム参加、約 50 チーム）</p>

5月	北摂野球連合春季野球大会（島本 3 チームにより選抜十数名参加）
5月	島本町きくすい杯 島本町野球連盟主催（協議会 3 チーム参加、約 50 チーム）
6月	京都府乙訓理事長旗（協議会 3 チーム参加、約 50 チーム）
8月	南山城支部大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
9月	北摂野球連合秋季野球大会（島本 3 チームにより選抜十数名参加）
9月	吹田東部ジュニア連盟大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
9月	寝屋川ジュニア大会（協議会 3 チーム参加、約 130 チーム）
10月	茨木市茨木 JA 杯（協議会 3 チーム参加、約 100 チーム）
10月	高槻スポーツ少年団親睦大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
10月	茨木市読売新聞社旗争奪大会（協議会 3 チーム参加、約 50 チーム）
11月	朝日新聞社優勝旗争奪北大阪大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
令和 4 年	
1月	乙訓卒業記念行政大会（向日市、長岡京市、大山崎町、島本町の 6 年生参加）
	<p><町内行事への参加協力></p> <p>①町民スポーツ祭 実行委員会スタッフ協力</p> <p>②島本町スポーツレクリエーション祭 実行委員会スタッフ協力</p> <p>③島本夏まつり 実行委員会スタッフ協力</p> <p>④しまもとミニマラソン 実行委員会スタッフ協力</p>

団体名 島本町少年野球協議会

収入

項目	金額	内訳説明
前年度繰越金	88,839 円	前年度繰越金
島本町補助金	90,000 円	45,000円×2
部員年間登録費	81,000 円	900円×90名
大会参加費	91,000 円	3チーム×5大会 (新春新人戦16,000円 3チーム×5大会@5,000円)
卒業生負担金	21,000 円	卒業記念メダル¥700×30名
北大阪大会運営費	55,000 円	運営助成金10,000円 運営経費補助45,000円
雑収入	5 円	利息
合計	426,844 円	

支出

項目	金額	内訳説明
大会事業費	120,000 円	会議、運営費、ボール、石灰、商品、メダル代等
北摂大会運営費	50,000 円	大会参加費、弁当、飲料、駐車場代等
事務通信印刷費	10,000 円	コピー、切手代等
研修費	10,000 円	ルールブック、審判講習会参加費等
卒業部員記念費	36,000 円	卒業記念メダル ¥1,200×30個
備品購入費用	15,000 円	備品等
対外試合情報交際費	10,000 円	会合費、行政大会関連経費
北大阪大会運営費	55,000 円	石灰、弁当代等
雑費	5,000 円	協議会設備修繕費等
記念基金積立	40,000 円	記念基金積立
予備費	75,844 円	次年度繰越金
合計	426,844 円	

収支差引額

(収入)426,844円 - (支出)426,844円 =0円

補助金充当先

① 大会事業費	66,000 円	石灰、表彰品、会議運営費の一部
② 北摂大会運営費	14,000 円	大会参加費、7,000円×2回
③ 備品購入費	10,000 円	名札、備品購入の一部
計	90,000 円	

令和3年度記念基金予算・収支見込書

収入

項目	金額	内容説明
前期繰越	87,675 円	前年度繰越金
令和3年度積立金	40,000 円	記念基金積立金
合計	127,675 円	

支出

項目	金額	内容説明
合計	0 円	

収支差引額

(収入)127,675円 - (支出)0円 = (次年度繰越金)127,675円

社会教育関係団体認定申請書

令和 2 年 12 月 22 日

島本町教育委員会

教育長 持田 学 様

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

(発足年月日) 昭和50年7月12日

所在地 島本町桜井四丁目

代表者氏名 団委員長 丸 谷 登

連絡先 島本町桜井四丁目

電話番号

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込み）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

規約集

育 成 会 会 則
団 規 約
団 則
会 計 規 則
会計規則 付則

日本ボーイスカウト
大阪連盟島本第1団

日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団

育成会会則

(名称及び所在地)

第1条

1. 本会は日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団育成会（以下、本会という。）と称する。
2. 本部を 大阪府三島郡島本町広瀬5-4-12 岸外科医院内におく。

(目的)

第2条

1. 本会はスカウトの『ちかい』及び『やくそく』の実践を特色としたボーイスカウト運動を育成、後援する。
2. 団の発展のために必要な経費の援助を行う。

(事業)

第3条

本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. ボーイスカウト団を組織し、日本連盟に登録せしめる。
2. ボーイスカウト活動に対する資金援助。
3. スカウト活動の普及、宣伝。
4. その他目的達成に必要な事業。

(経理)

第4条

1. 本会の事業遂行に要する経費は以下収入をもって当てる。

- 1) 会費（一般会費・賛助会費）
- 2) 寄付金
- 3) 入会金
- 4) その他の収入

2. 前項の会費、入会金については会計規則により定める。

3. 本会の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事会の議を得て

毎会計年度開始前に会長が決定する。

4. 本会の収支決算は会計年度終了後2ヶ月以内に会計が作成し、監査を受ける。

5. 本会の会計年度は毎年9月1日から始まり、翌年8月31日をもって終わる。

(会員の構成)

第5条

1. 一般会員 スカウトの保護者（スカウト1名につき1保護者とする）を一般会員とする。
2. 賛助会員 この運動に賛助し本会の事業のために援助された一般会員以外の有志を賛助会員とする（スカウトの在籍しない指導者、団委員を含む）

(入会)

第6条

青少年が保護者の承諾印を添えた入団申込書を提出し、団委員会の承認を得て入団すると同時に、その保護者は一般会員として会員名簿に登録される。

(脱会)

第7条

一般会員より脱会届の提出があった場合、団委員会の承認を得て脱会とし、会員名簿から抹消する。但し、納入された会費は理由の如何を問わず返還しない。

(役員の数および選出の方法)

第8条

本会に次の役員をおく。

- 1) 名誉会長 1名 団の経営、運営面を含めボーイスカウト運動全般に特に功績顕著であった者又は、教育指導面に特に功績顕著であった者の中から総会の議を経て、会長が委嘱する。
- 2) 顧問及び相談役 若干名 顧問及び相談役は必要に応じて理事会の議を経て、会長が委嘱する。名誉会長、顧問及び相談役は会長の諮問に応じるとともに理事会に出席して意見

を述べることができる。但し議決に加わることができない。

- 3) 会長 1名 総会において選任する。会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4) 副会長 2名 総会において選任する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 5) 理事 15名 以下の条件で選出し、会長が委嘱する。理事は他の役員や団組織等と協働して会の運営ならびに事業推進を行う。

(イ) 各隊を代表する者として、各隊の指導者又は保護者の会の構成員の中から、各隊長が団委員長の承認を得て、各1名宛で指名する。

(ロ) 団委員会を代表する者として、団委員長の他、団委員長が団委員の中から3名を指名する。

(ハ) 育成会の指名する賛助会員の中から、会長が若干名を指名する。

- 6) 会計 1名 会長が団委員の中から指名する。会計は納入された会費、その他の収入による金銭出納を取扱い資金を保管する。本会の会計は当然に財政担当団委員を兼務する。

7) 監査 1名 総会において選出する。本会の会計を監査する。

8) 書記 1名 総会において選出する。本会の運営事務を担当する。

総会で選出する役員は、立候補を原則とし、立候補のない場合は総会で互選する。立候補の受付は、毎年8月1日から15日までとし、会長に届け出なければならぬ。

(団 委 員)

第9条

日本連盟教育規定401条・407条の定めにより、団委員会を構成し団委員を選任する。

(役員任期)

第10条

本会役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。補欠による任期は前任者の残任期間とする。なお役員が任期満了後も後任が就任するまでその職務を行う。

(審 議)

第11条

本会に総会および役員会を設ける。

- 1. 総会は毎年9月又は10月に会長が招集する。また必要に応じて臨時に会長が招集することができる。
- 2. 役員会(理事会と呼称する)は本会運営の議決機関であり、必要に応じて会長が招集する。
- 3. 理事会は、会長・副会長・理事・会計・監査・書記で構成し、構成員全員の出席を必要とする。
- 4. 理事会は、少なくとも年3回以上開催する。
- 5. 団委員会の構成員として、本会の会長もしくは育成会の指名する者及び会計は本会の代表員として団委員会に出席し育成会の意向を反映させるとともに団運営に当たるとする。
- 6. 総会は過半数をもって定足数(委任状を含む)とし、その議決は出席者の過半数で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会則改廃)

第12条

本会則の改廃は総会において定足数の2/3以上の数で決する。

(付則)

- 1. 本規約に定めのない事項、または疑義が生じたときには理事会で定める。
- 2. この会則は、平成6年10月2日より施行する。
- 3. この会則は、平成7年9月30日改正
- 4. この会則は、平成11年11月21日改正

日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団

団規約

総則

- (1) 団は、日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団と称し、団本部を島本町広瀬5丁目4-12 岸外科医院内に置く。
- (2) 本団は、島本町及びその近隣市町等の有志及び隊員の保護者による育成会によって維持する。
- (3) 本団は、特に規定のない場合に限り、ボーイスカウト日本連盟規定によって運営される。
- (4) 本団の通常の運営は、団委員会及び各隊指導者（副長以上）によって行われる。

団役員及び隊指導者

(団役員及び隊指導者の任命)

- (1) 本団の団役員は、育成会総会の議を経て育成会会長が委嘱し、隊指導者は団委員会の議を得て団委員長及び該当隊長が任命又は委嘱する。
 - (2) 団委員長は規定の資格に該当することを考慮し、団委員の互選によって決めるものとする。
 - (3) 副団委員長は、上記と同じ方法で決めるものとする。
本団の団役員及び各隊指導者は、ボーイスカウト精神に則り品性を重んじ隊員とその保護者の信を託すに足り、社会の信望に応えなければならぬ。
(団の政治活動の禁止)
(1) 団は、いかなる政治団体に対してもこれを支持せず、また制約を受けない。
(2) 何人といえども団を政治目的のために利用することを許さない。
- 団委員会・団会議
(団委員会)

団委員会の役目は次の通りである。

- (1) 団の資産を管理する。
- (2) 団の財政について責任を持つ。
- (3) 集会所・備品及び夏季野営実施について便宜を図る。
- (4) 団の各隊指導者の選任について責任を持ち、それらの指導者に対し訓練参加の援助を行う。
- (5) 団内スカウトの進歩の促進を図る。
- (6) 団内すべてのスカウトの入退団を管理し、団の加盟登録について責任を持つ。
- (7) 団内スカウトの健康と安全に留意する。
- (8) スカウト運動の主旨の普及に努める。
- (9) 団委員会はスカウトの実際訓練には直接たずさわらない。但し、特殊の事情が生じた場合は、団会議の議を経て、指導面の援助を行う。

(団会議)

団会議は、団の教育訓練に関する事項を協議するため、団委員長（副団委員長）、各隊指導者（副長以上）によって構成され、団委員長が召集し、その議長となる。

隊員の入隊・転入（移籍）

(入 隊)

本団の隊員として入隊するものは、次に掲げるものを具備しなければならぬ。

- (1) 保護者が、ボーイスカウト運動を理解し入隊の同意を得た者。
 - (2) 入隊の審査に合格し『ちかい』（ボーイ隊以上）『やくそく』（ビーバー隊・カブ隊）の実践を誓えるもの。
 - (3) 保護者が育成会費・入団費・隊費の納入ができて保護者会等の集会に出席ができること。
- (隊員募集の原則)
- (1) 隊員の募集は、年1回定期に行う。その期日及び募集人員は団会議で決める。
 - (2) 他隊からの転入（移籍）・途中入隊は、隊の収容能力等を勘案し、当該隊長の意見を聴き、団委員長がこれを決める。

日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団

団 則

第1条

この団は、日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団と称する。

第2条

この団は、ボーイスカウト運動を通じて、青少年がその自発活動により自らの健康を築き、社会に奉仕し得る能力と、人生に有用な技術を体得し、かつ、実践、勇気、自信および国際愛と人道主義を把握し、実践し得るよう教育するを目的とする。

第3条

この団は、ボーイスカウト日本連盟教育規定に基づき、団委員会と保護者の承認を得た者で組織する。

第4条

この団に次の役員を置く。

名譽団委員長、顧問、相談役	若干名
団委員長	1名
副団委員長	若干名
団委員	5名以上
各隊長	各1名
各隊副長	若干名

団委員は、育成会総会の議を経て育成会会長が委嘱する。
名譽団委員長、顧問、相談役は、団委員会の承認を得て団委員長が委嘱する。

団委員長及び副団委員長は、団委員の互選とする。

隊長及び副長は、団委員会が任命する。

役員任期は1ヶ年とし再任を妨げない。

第5条

各役員は、ボーイスカウト日本連盟教育規定により、その職務を行うものとする。

1. 団委員長は、団委員会組織を確立し、団会議を招集し、その議長となる。

また各隊の育成発展に協力し、隊全般を監査しその活動に協力する。

2. 副団委員長は、団委員長を補佐し、団委員長不在の際はこれを行す。

3. 隊長は、隊活動全般を指導する責任を有する。副長は隊長を補佐し、隊長に事故ある時はその職務を代行する。

第6条

この団の経費は、育成会会費、入会金、隊費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

付 則

1. この団則に定めない事項に疑義を生じたときは、団委員会の判断に基づき、日本連盟教育規定の該当事項を準用する。

2. この団則は、平成6年9月15日から実施する。

3. この団則は、平成12年10月29日改正

日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団

会計規則

[総則]

1. この規則は、日本ボーイスカウト島本第1団育成会の会計について、定めたものである。

[会計]

2. 育成会は、スカウト教育のために組織された奉仕の精神をもって団を創立し、かつその存続を維持し、また教育に必要な施設と経費について責任を負うための団体であり、ボーイスカウト活動に必要な団運営の資金として運用されるもので、その事業目的は同じものであり、会計処理は同一とする。

[運営]

3. 本会の会計（以下、本会計という）の運営に関しては育成会役員及び団委員会が責任を持つ。

[担当者]

4. 本会計の事務は、財政担当団委員がこれを行い、会計庶務担当役員がこれを補佐する。

[会計年度]

5. 本会計は9月1日から翌年8月31日までをもって、一会計期間とする。

[収入源]

6. 本会計の収入源は、次のとおりとする。

- (1) 育成会費（一般・賛助）
- (2) 入会金
- (3) 助成金・補助金・寄付金
- (4) 行事参加費
- (5) 預金利子等雑収入
- (6) 隊費

[育成会費]

7. 本会計の育成会費は、次の通りとする。

- (1) 育成会費は、一般会費として年額18,000円とする。
スカウトの保護者は、スカウト1名について1口を負担する。

但しローバースカウトの保護者は、年額9,000円とする。
(2) 年度途中の入隊者に対する会費負担の算定は月割とする。

(3) 育成会員が、やむを得ない事情により、育成会費の支払いが困難な状況に陥った場合、以下の手続きをもって減額することが可能である。

- ① 育成会員より育成会長あるいは所属する各隊隊長に「育成会費減額申請書」を提出
- ② 提出された「育成会費減額申請書」を、直近に開催される団委員会にて検討の上、妥当とされる育成会費を決定し、育成会員に「回答書」で通達をする。
- ③ 尚、適用は、次回育成会費支払い時からとする。

(4) 納入方法として

- イ. 9月から翌年8月までの全期一括して10月末までに隊会計係に納入する。
- ロ. 2回に分納する場合は、10月と5月末に隊会計係に納入する。

ハ. 納入した会費の返還は原則として行わない。

ニ. 領収証の様式は別紙書式として、隊会計係の領収印でもって、育成会の領収証に代えるものとする。又育成会より隊会計係宛の領収証をもって育成会の受け渡しを明確にする。

[入会金]

8. 入会金は、子弟が入隊するときに、その保護者が納入する。入会金は、6,000円とする。

但し、すでに兄弟姉妹が島本第1団に在籍する場合には限り、兄弟姉妹が入隊する際の入会金は免除される。

[助成金等]

9. 助成金・補助金・及び寄付金は、育成会員及び団関係者並びに地区内の賛同者等から、これを受ける。但し、寄付金等を募集する場合は、日本連盟教育規定に則って行うものとする。

[隊費]

が決算書を作成して、団委員会の承認を得て、監査委員の監査を受け、監査の意見を附して育成会総会で報告する。

[付 則]

19. 付則

- (1) この会計規則の変更には、育成会総会の承認を要する。この会計規則に疑義又は定めない事項の生じた時は、育成会総会で協議して決定する。
- (2) この規則は、平成 6年10月 2日 より施行する。
- (3) この規則は、平成11年11月21日 改正
- (4) この規則は、平成16年11月 7日 一部改正
- (5) この規則は、平成18年11月26日 一部改正
- (6) この規則は、平成19年 7月 1日 一部改正

(7) 20 11 20

(8) 21 6 7

10. 隊費は、各部門の活動に応じ次のとおりとする。

- (1) 各隊の隊費は、各隊の状況に応じて決定する。なお、仮入隊活動費についてもこれに準ずる。また、この規則は、平成18年9月に遡って実施することとする。
- (2) 納入方法については、各部門（各隊）で決めるものとする。

[行事参加費]

11. 育成会及び団並びに各隊の経費は前4ヶ条等の収入によって支弁することを原則とするがキャンプ・スキーその他行事で臨時の費用が必要な場合は、参加者から経費に相当する額を徴収する。但し、隊長・副長・デーンコーチ等については別に決めるものとする。

[雑収入]

12. 預金利子その他の雑収入は、本会計に繰り入れる。

[予 算]

13. 本会計の予算案は、各隊、財政、会計庶務担当、団委員で作成し団委員会、団会議で編成決定後、育成会総会の承認を得るものとする。

[補正予算]

14. 予算を修正する必要がある場合は、補正予算を計上し、団委員会の承認を得るものとする。

[緊急支出]

15. 予算外であっても、緊急やむを得ず支出を要する場合は、団委員長、財政担当団委員の協議によって決定し、次回団委員会で承認を得るものとする。

[証拠書類]

16. 本会計の支出にあたっては、証拠書類として支払先の発行する領収証を必要とする。但し、やむを得ず領収証を得られない場合は、団委員長又は財政担当団委員の承認する書類をもって、これにかえることができる。

[保 存]

17. 本会計に関する帳簿書類等は、3年間保存することを要する。

[決算及び監査]

18. 本会計の決算は、年1回会計年度をもって行い、予算案作成担当

日本ボーイスカウト大阪連盟本第1団

会計規則付則

慶弔贈呈金

1. (結婚祝金・出産祝金)

スカウト及び団の役員、隊指導者である本人又は配偶者が結婚、出産するときは、祝金を贈呈する

結婚祝金 10,000円
 出産祝金 5,000円

2. (慶弔金等)

育成会及び団・隊内において、逝去のあったときは、慶弔金等を次の通り定める。但し、スカウト活動中については団委員会で協議し、その都度定める。

対象	香典	弔電	会葬
イ スカウト	10,000円	団と該当隊	団と該当隊スカウト含む
ロ スカウトの父母	10,000円	"	"
ハ 育成会長 団委員長(副) 団委員 隊長(副)	10,000円	"	"
ニ ハの配偶者並びに実父母	10,000円	"	"
ホ ハ以外の指導者 育成会役員	10,000円	"	"
ヘ ホの配偶者	5,000円	"	"
ト イ・ハの同居家族	5,000円	"	"

- 注1 イ～トの重複するときは各々の項目について上位をとるものとする。
 注2 ニ 項のハの親が遠隔地で別居している場合の会葬は見合わせるこ
 とがある。
 注3 平日の葬儀であって学校の授業や行事に差し支える場合はスカウト
 の会葬は見合わせる。
 3. (功労感謝状と感謝金)
 弔慰金、餞別金のほか、育成会長、団委員、隊長、副長として併せ
 て10年以上登録し活動されているものについては団委員会で協議
 の上、功労感謝状と感謝金を贈ることができ
 4. (見舞金等)
 1) 団の役員、隊指導者(準指導者を含む)が病氣又は事故により重症
 又は長期にわたり療養を要する場合は次の通りとする。

見舞金

- イ. スカウト訓育時における事故・入院10日以上の場合 10,000円
 ロ. 病氣・入院10日以上又はそれに準ずる場合 5,000円
 ハ. 住居が被災した場合・被害(大)の時は 10,000円
 被害(小)の時は 5,000円
 2) スカウトについては制服を着用してスカウト活動に参加している期
 間(集会への往復途中を含む)で骨折あるいは入院治療を要するほ
 どの傷害を受けた場合にだけ見舞金(品)として最高限度を5,0
 00円と定め、その範囲内で見舞するものとする。
 3) 上記の見舞の時期及び見舞金(品)の額は時期を失せぬ様、所属隊
 長が団委員長に報告し、諒解をとり決定するものとする。
 4) スカウト傷害保険の適用を受けた場合は、別に支給される。
 (注) 慶弔贈呈金などの返礼はしないものとする。

5. (制服費)

- 団の役員・隊指導者(準指導者を含む)の役務を委嘱する時は初回
 就任時に限り、次の通り制服費(ベレー帽含む)を支給する。
 1) 学生(ローバースカウト)に対しては全額(3回分割で3年以内で)
 2) 社会人に対しては半額 (3回分割で3年以内で)

日本ボーイスカウト島本第1団
保護者会

6. (旅 費)

指導者が、団（隊）のスカウト活動に参加するために要する宿泊費用は、次の基準によって支弁する。

- 1) 団委員会・団会議の要請によって参加する育成会員、団委員その他関係者に対しては半額、但しローパー・スカウトに関しては団 1/2、隊 1/4、個人 1/4 とする。
- 2) デンコンーチに役務をもって参加するスカウトは半額。
- 3) 日本ジャンボリー、世界ジャンボリー、その他多額の費用を要する遠征行事等に派遣員として参加する場合には、団委員会において参加費の 30% を最高限度として支弁額を決定する。
- 4) 周年行事・特別行事等は別途とする。

7. (共同負担)

前条の指導者等に関する旅費は、会計規則 11 の行事参加費に含めて徴収することがある。

8. (研修費)

育成会員及び団員がスカウト教育に関する指導者講習会・WB 研修会・WB 実習所・団運営研修所・各種研修会等に参加する時の費用は全額支弁する。

但し、特に多額を要する場合は、団委員会で協議して決定する。

9. (公 務)

育成会員及び団委員、隊指導者が日本連盟・県連盟・地区の会合に出席する時、公務に要する費用は、半額支給する。

地区の各種委員会に出席する時の交通費は全額支弁する。

10. (記念行事への参加)

三島地区内の団記念行事（式典）について、当該団より出席招請状が発せられた時は、下記により祝意を表す。

出席者 当該団の要望に応えて

祝 電 出席できない時、団委員長名義で

祝 金 5,000円（但し、他団と協議の上増額する場合がある。）

11. (変 更)

この会計付則の変更には、団委員会の決議を要する。

1. この会計規則付則は、平成 12 年 10 月 29 日 から実施する。

1. (構 成)

1. 本会は、島本第1団に入隊しているスカウトの保護者で構成する。
2. 各隊ごとに組織する。

2. (活 動)

本会は、隊および班（組）活動に干渉することなく隊の補助機関として、隊長と連携し協力する。

3. (目 的)

本会は、スカウトの健全な発展を願い連帯感に基いてスカウト教育の理解を深めることと、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

4. (禁 止 行 為)

本会は、特定の政党や定款にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

5. (運 営)

本会は、配付金等により維持・運営するものとし、会場使用の謝礼、勉強会等に使用する。

6. (役員および任期)

本会に、次の役員をおく。任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

各隊毎に	保護者の会長	1名
	保護者の会計	1名

会計規則一部変更

改正前	改正後
<p>[育成会費]</p> <p>(6) 納入方法として</p> <p>③ 賛助会員(スカウトの在籍しない指導者・団委員等)については ※賛助会費(5,200円)を、3月に一括して納入する。</p>	<p>[育成会費]</p> <p>(6) 納入方法として</p> <p>③ 賛助会員(スカウトの在籍しない指導者・団委員等)については ※賛助会費(7,700円)を、3月に一括して納入する。</p>

○島本町暴力団排除条例 抜粋
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。

○島本町暴力団排除条例施行規則 抜粋
(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうち暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

上記、島本町暴力団排除条例をすべて守ります。

日本ボーイスカウト島本第一団

団委員長 丸谷 登

生年月日 昭和18年10月21日



令和2年度事業・活動報告書

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

開催月	事業の目的及び内容
R2年4月5日	大阪みどりのトラスト協会『緑の募金』活動場所 阪急水無瀬駅前・JR島本駅前コロナ対策中止
R2年4月19日	ボーイスカウトみしま地区年次総会 書面審議
R2年5月24日	みしま地区ビーバーカーニバル公園にて 中止
R2年6月7日	大阪連盟年次総会 書面審議
R2年6月28日	島本第一団育成会総会上進式 (桜井公会堂)
R2年7月5日	1日体験入隊 (若山神社) クラフト・ゲーム等 島本町一斉清掃 中止
R2年8月10日	大阪連盟70周年記念キャンプ滋賀県希望が丘 中止 (8月9日～16日)
R2.年9月14日	団家族の集い (高島キャンプ場) 中止 日本連盟主催「スカウトの日」水無瀬川河川一斉清掃 中止
R2年10月7日	入団説明会 (ふれあいセンター)
R2年11月3日	島本町文化祭支援 『火起こし』 中止
R2年11月29日	大阪マラソン支援 団より5名奉仕 中止
R2年12月6日	島本町一斉清掃 (阪急水無瀬駅前) 中止
R2年12月13日	島本町ミニマラソン支援活動 中止
R2年12月13日	入団説明会 (ふれあいセンター)
R2年1月1日	元旦集会 (若山神社)
R3年1月17日	島本町防災ボランティア訓練参加 中止
R3年2月7日	文部科学省委託事業「ワクワク自然体験」町立歴史館
R3年2月21日	団BP祭「ボーイスカウト創始者誕生日会」 (桜井公会堂)
R3年3月7日	1日体験入隊 (尺代方面) ハイキング
R3年3月21日	上進式 (ふれあいセンター)

※上記以外に各隊活動は省いております。

様式第3号

令和2 年度決算・収支（見込）報告書

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

収 入

項 目	金 額	内 訳 説 明
別紙のとおり		
合 計	0	

支 出

項 目	金 額	内 訳 説 明
別紙のとおり		
合 計	0	

最終決算は3月末になりますので見込み決算となります。

令和2年度 日本ボーイスカウト島本第1団 会計報告&見込み

自 令和2年 4月 1日

至 令和3年 3月31日

団会計 小野 洋子

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
前年度繰越金	104,787	団・隊登録料	12,000
育成会費	890,000	登録費・保険料	614,000
		事務・通信・会議費	21,690
		負担金 振興協会	20,000
		渉外・慶弔費	0
		交通費	21,109
		器具・備品費	0
		野営・行事費	95,600
		指導者育成費	15,000
入団金	18,000	組織拡張費	21,500
		需品費	35,000
		次年度繰越金	156,888
合計	1,012,787	合計	1,012,787

《特別会計》

項目	令和2年度後期残高	収入	支出	計
周年行事積立金	814,813	0	0	814,813
派遣補助積立金	184,605	0	0	184,605
保険積立金	600,000	0	0	600,000
備品拡充積立金	774,285	0	0	774,285
チーフ帽子積立金	157,140	8,600	0	165,740
団倉庫準備積立金	399,314	0	0	399,314
合計	2,930,157	8,600	0	2,938,757

※ チーフ、帽子積立金特別会計ですので、売上金は特別会計に繰り込んでおります。

令和3 年度事業・活動計画書

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

開催月			事業の目的及び内容
月	日	曜日	
4	4	日	大阪みどりのトラスト協会『緑の募金活動』（阪急水無瀬駅前・JR島本駅前） キャンプおおさか整備
	11	日	
	24	土	
5	2~4		I泊三日で尺代基地 キャンプ みしま地区ビーバーカーニバル 合同会議(ふれあいセンター) 日本連盟年次総会
	16	日	
	29	土	
6	6	日	大阪連盟年次総会 育成会総会(ふれあいセンター) キャンプおおさか整備 合同会議(ふれあいセンター)
	20	日	
	27	日	
	26	日	
7	4	日	島本町一斉清掃 1日体験 高島キャンプ場 星空の観察 合同会議(ふれあいセンター)
	11	日	
	10~11日		
	24	土	
8	10~15		国立淡路青少年交流の家 合同夏季キャンプ
	28	土	合同会議(ふれあいセンター)
9	5	日	キャンプおおさか整備 スカウトの日 団家族の集い 合同会議(ふれあいセンター)
	12	日	
	25	土	
10	3	日	1日体験 入団説明会 合同会議(ふれあいセンター)
	10	日	
	23	日	
11	3	金	文化祭「火起こし・ホットドック」 島本町文化祭(奉仕活動) キャンプおおさか整備 大阪マラソン奉仕活動 合同会議(ふれあいセンター)
	10	日	
	28	日	
	27	土	
12	5	日	入団説明会 島本町一斉清掃 島本町ミニマラソン支援 合同会議(ふれあいセンター) わら工章
	12	日	
	26	土	
1	1	1	元旦集会(若山神社) 島本町防災とボランティア 地区新年互礼会 合同会議(ふれあいセンター) 大阪国際マラソン奉仕活動
	16	日	
	29	土	
	30	日	
2	5~6日		奥越高原スキーCS、BS、VS合同 未来への集い 合同会議(ふれあいセンター)
	26	日	
3	6	日	親子ハイキング 上進式 ・選抜高校野球ベンチャー隊 開閉会式奉仕 合同会議(ふれあいセンター)
	20	日	
	26	土	

様式第5号

令和3年度 予算・収支（見込）書

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

収 入

項 目	金 額	内 訳 説 明
別紙のとおり		
合 計	0	

支 出

項 目	金 額	内 訳 説 明
別紙のとおり		
合 計	0	

決算が見込み決算の為予算も見込み予算案です。

令和3年度 日本ボーイスカウト島本第1団 会計予算 (案)

自 令和3年 4月 1日

至 令和4年 3月31日

団会計 小野 洋子

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
前年度繰越金	156,888	団・隊登録料	12,000
育成会費・賛助会費	900,000	登録費・保険料	618,000
		事務・通信・会議費	100,000
		負担金 振興協会	20,000
		渉外・慶弔費	10,000
		交通費	10,000
		器具・備品費	60,000
		野営・行事費	120,000
		指導者育成費	30,000
入団金	36,000	組織拡張費	20,000
		需品費	20,000
		予備費	72,888
合計	1,092,888	合計	1,092,888

《特別会計》

項目	令和3年度後期残高	収入	支出	計
周年行事積立金	814,813	0	0	814,813
派遣補助積立金	184,605	0	0	184,605
保険積立金	600,000	0	0	600,000
備品拡充積立金	774,285	0	0	774,285
チーフ帽子積立金	165,740	0	0	165,740
団倉庫準備積立金	399,314	0	0	399,314
合計	2,938,757	0	0	2,938,757

2020年度 (2020/4/01~2020/10/1) 登録異動状況

2020/ /

スカウト・指導者区分	隊区分	2020年度 4/1 登録数	2020年度増加分				2020年度減少分			上進		団内異動		2020年 10月1日 真数	2020年 10月1日 登録数
			新規登録	復活	転団(入)	S⇒L(入)	退団	転団(出)	S⇒L(出)	増	減	増	減		
指導者	団委員	人数	10	1										11	11
	BVS隊	人数	6											6	6
	CS隊	人数	7	1										8	8
	BSS隊	人数	7											7	7
	VS隊	人数	3											3	3
	RS隊	人数	5											5	5
	計		38	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40
スカウト	BVS隊	小1	4											4	4
		小2	0											0	0
		小3	3	1										4	4
		小4	5											5	11
		小5	2											2	2
		小6	2											2	2
		中1	1	1										2	2
		中2												0	0
		中3	1											1	1
		高1	4											4	4
		高2	3											3	3
	高3	1											1	1	
	RS隊	大学年代	3										3	3	
	計		29	2	0	0	0	0	0	0	0	0	31	28	
団合計			67	2	2	0	0	0	0	0	0	0	71	71	

社会教育関係団体認定申請書

2021年 / 月 14日

島本町教育委員会

教育長 持田学 殿

団体名 ガールスカウト大阪府支部

(発足年月日 1975年6月1日)

所在地 島本町山崎3

代表者氏名 宮本克美

連絡先 島本町山崎3

電話番号

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

ガールスカウト大阪府第90団 団規約

- 第1条 本団は、公益社団法人ガールスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という）定款及び団規定に基づいて設立する。
- 第2条 本団は、日本連盟及び一般社団法人ガールスカウト大阪府連盟（以下、「大阪府連盟」という）に所属し、ガールスカウト大阪府第90団と称し、英語名称は、Girl Scouts of Japan, Troop 90 of Osaka Council（略称GSJ OSAKA 90）とする。
- 第3条 本団は、団事務所を団委員長宅に置く。
- 第4条（目的）
本団は、ガールスカウトのと「やくそく」と「おきて」に基づきスカウト活動をおこなう。
- 第5条（事業）
本団は、次の事業をおこなう。
(1) 少女の健全な発達に寄与する事業
(2) 少女の活動に関する研修
(3) 指導者の養成及び育成
(4) その他目的を達成するために必要と認めた事業
- 第6条（構成）
本団は、日本連盟に登録された会員によって構成される。
(1) 少女会員
・ テンダーフット部門 就学前1年の少女
・ ブラウニー部門 小学生1年生から3年生までの少女
・ ジュニア部門 小学生4年生から6年生までの少女
・ シニア部門 中学校在学の少女
・ レンジャー部門 高等学校在学及びその年齢に該当する少女
(2) 成人会員 少女の活動を支援し、その育成にあたる18歳以上の成人
・ リーダー 日本連盟発行の認定書を有し、少女会員の指導にあたる女性。各部門、20歳以上のリーダーが1名以上必要
・ 運営員 運営にかかわる活動をする
・ SCAPP 興味・関心のある活動を行い、その成果を団や地域に生かす活動をする

第7条 (選出)

運営員・SCAPP代表・リーダー・監査の選出は次の通りである。

- (1) 運営員は、部門毎、少女会員の保護者から選出する
- (2) SCAPP代表2名はSCAPPの中から選出する
- (3) 団委員長、副団委員長、書記、会計、監査、その他の役職は、団委員会で選出する
- (4) リーダーは、有資格者の中から団委員会で選出する
- (5) 監査は、団委員及びリーダーと兼任することはできない
- (6) 任期は、1年として再任は、妨げない

第8条 (任務)

運営員・SCAPP代表・リーダー・監査の任務は次の通りである。

- (1) 団委員長は、団を代表し団務を総理する
- (2) 副団委員長は、団委員長を補佐し、団委員長の支障のあるときは、その任務を代行する
- (3) 書記は、登録事務及び団委員会の記録をとる
- (4) 会計は、会計事務を司る
- (5) 運営員、SCAPP代表は、団委員会に出席し、リーダーを助け、団の運営にあたる
- (6) リーダーは、少女会員とともに活動し少女の育成にあたる
- (7) 監査は、団会計を監査する

第9条 (会議)

本団の会議は、団総会、団委員会、リーダー会、団連絡会とする。

(1) 団総会

- 1 団総会は、少女会員の保護者及び成人会員をもって構成し、委任状を含め、構成員の3分の2以上の出席を必要とする
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決する
- 3 団総会は、年1回以上団委員長が必要と認めたときに招集する
- 4 団総会の議長は団委員長がこれにあたる
- 5 団総会の議事録を作成し、大阪府連盟に提出するとともに、団事務所に保管する
- 6 団総会は、次の事項について決議する
 - ① 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算についての承認
 - ② 団委員及び監査の承認と解任
 - ③ 団規約の制定及び改訂
 - ④ 団の解散及びそれに伴う残余財産の処分
 - ⑤ その他の重要事項

(2) 団委員会

- 1 団委員会は運営員及びSCAPP代表、各部門リーダー代表をもって構成される
- 2 団委員会は、月1回開かれ、団務を審議決定する
- 3 臨時団委員会は、団委員長が必要と認めたとき開くことができる
- 4 団委員会の任務

- ① 団および少女会員および成人会員の登録を行う
- ② 団総会に付議する事項を決定する
- ③ 少女会員および成人会員の活動を支援する
- ④ リーダーの育成
- ⑤ ガールスカウト活動を広報し、会員増強につとめる
- ⑥ 団の財政を健全に保持する
- ⑦ その他、団の運営のための必要な事項を行う

(3) リーダー会

- 1 リーダー会は全部門のリーダーによって構成され、月1回開かれる
- 2 リーダー会は、各部門との連絡調整、その他スカウトの育成に関することを協議する

(4) 団連絡会

- 1 団連絡会は、年1回以上、団委員長が必要と認めたとき開催する
- 2 団連絡会は、団運営のための意見交換の場とする

第10条 (会計年度)

本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第11条 (会計)

本団の経費は、育成会からの補助金その他の収入をもってあたる。

第12条 団規約を改訂しようとするときは、あらかじめ大阪府連盟の承認を得る。

第13条 本団を解散しようとするときは、あらかじめ大阪府連盟の承認を得る。

第14条 本団には、育成会を置く。

第15条 本団の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い方針」に定め、適正に運用するものとする。

附 則

- 1 この団則は、昭和53年4月1日から施行される。
- 2 この団則は、平成8年4月10日から施行される。
- 3 この規約は、団則より名称変更され、平成10年10月25日から施行される。
- 4 この規約は、平成16年4月1日より施行される。
- 5 この規約は、平成24年5月13日より施行される。
- 6 この規約は、第15条が追加され、令和元(2019)年5月12日より施行される。

令和2(2020) 年度 事業・活動報告書

団体名 ガールスカウト大阪府第90団

開催月	事業	目的及び内容
4月	音楽フェスティバル	中止となりました
5月	育成会・団総会 ガールスカウトの日	決算・事業報告並びに予算・事業計画案等について 書面にて報告・決議としました ありがとうの気持ちを団Facebookに掲載しました
6月	おさそいキャンペーン	延期となりました
7月	フライアップ式(2019年度) 任命・入団式 団連絡会① ありす通信発行	延期となっていた各部門終了者、少女スカウト 修了者を祝う 5月の予定を延期して運営員・リーダーを任命し、 入団者を迎え、新たな1年の始まりをみんなで共有 しました 各部門の活動報告を作成し、会員・賛助会員の みなさまへ送付しました
8月	島本夏祭り	中止となりました
9月	ユニセフ募金	街頭募金は中止とし、団内で可能な分のみの募金を 集め送金しました
10月	団連絡会② ありす通信発行 団家族のつどい 団デイキャンプ①	活動報告と今できる活動を考えて共有をしました 発団45周年を振り返りました 蜜を避け、2日に分けて、野外活動を楽しみました
11月	島本町文化祭 団デイキャンプ② 団内研修	中止となりました 町内のハイキングと、地域の方とのふれあう機会を もつことができました
12月	おさそいキャンペーン スカウトフォーラム	延期としました 中止としました
1月	新年集会 お茶会	神社に活動の安全の参拝をします 伝統文化を体験します
2月	団連絡会③ ありす通信発行 ワールドシンキングデイ おさそいキャンペーン	活動報告をします 世界中の人達に思いをはせる事を目的としたプロラ ラムを行います 活動の趣旨を伝えて、集会体験をしていただきます
3月	入団説明会 春の舎営 フライアップ式 あゆみ発行	活動の趣旨を伝えて、少女会員の募集を行います 部門を超えてスカウト達が協力し楽しむことを 目的としたプログラム 部門を終了したスカウト達を祝う。チャレンジする ことを目的としたバッジ取得者を表彰します 年間活動記録の作成

1. 毎月1回の団委員会及びリーダー会を執行
2. 少女スカウトは、各所属部門にて月1～2回程度の集会を執行

様式第3号

令和2(2020)年度決算・収支(見込)報告書

団体名 ガールスカウト大阪府第90団

収入

項目	金額	内訳説明
前年度繰越金	256,310	
入団金	0	
補助金	550,000	90団育成会より団活動費として
登録費	513,500	¥7,000×61人+¥5,000×11人+¥3,500×9人
保険	36,450	¥450×81人
団デイキャンプ費	12,000	
シニア旅行	72,000	スカウト参加費
レンジャー旅行	37,500	スカウト参加費
春の舎営	46,000	スカウト参加費
需品レンタル費	14,000	ユニフォームレンタル料
事業収益金	0	
雑収入	3,041	会場費返金(前年度分)、決算利息他
合計	1,540,801	

支出

項目	金額	内訳説明
登録費	567,000	¥7,000×81人
保険代	36,450	¥450×81人
機関誌代	21,150	¥450×47家庭分
団デイキャンプ費	11,996	スカウト・リーダー・スタッフ参加費
シニア旅行	96,000	スカウト・リーダー・参加費
レンジャー旅行	52,500	スカウト・リーダー参加費
春の舎営	66,000	スカウト・リーダー・スタッフ参加費
部門活動費	149,525	各部門活動費
団活動費	80,000	団行事等
支部・ブロック負担金	23,100	大阪府連盟賛助会費・ブロック費・団会員費
研修費	26,850	成人研修費・リーダー養成講習費補助他
その他団維持費	35,000	事務費・交通費・会議費
褒賞費	35,000	ガールスカウトバッジ他
備品費	3,200	グッズ購入送料
事業費	0	
活動準備金積立金	18,000	
周年事業積立金	10,000	
合計	1,231,771	

収入-支出=次年度繰越金 309,030

特別会計

項目	R2. 3. 31現在高 (H31年度決算額)	R2年度収入	R2年度支出	R3. 1. 15現在高 (R2年度決算見込)
活動準備金	1,778,156	18,000	0	1,796,156
周年事業積立金	282,051	10,000	0	292,051

様式第1号 (第5条関係)

社会教育関係団体認定申請書

令和3年 / 月 / 2日

島本町教育委員会

教育長 持田 亨 殿

団体名 島本クリエイション協会

(発足年月日 平成10年1月20日)

所在地 島本町東大寺3 

代表者氏名 内田 好子 

連絡先 同上

電話番号 

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支(見込)報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

規 約

島本レクリエーション協会

(名 称)

第1条 本会は、島本レクリエーション協会（以下「レク協」という。）と称し、事務局を会長宅におく

(目 的)

第2条 島本町内の各種レクリエーション関係クラブ・グループなどをまとめて、広い範囲のレクリエーション活動を推進・支援して相互の親睦と融和を図り、生き甲斐のある生涯健康社会の実現を目指すことを目的とする

(事 業)

第3条 レク協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) レクリエーション活動に関する動向調査
- (2) レクリエーション活動に関する各種事業の推進、及び町が主催する関連行事への積極的参加・協力
- (3) 各クラブ相互間の連絡及び調整
- (4) 各クラブの運営に対する指導及び助言
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 レク協は、島本町内のレクリエーション関係の各種クラブをもって組織する各クラブは、会員制をもって組織する

(加 入)

第5条 レク協に加入を希望する団体は、理事会の承認を得なければならない

(役 員)

第6条 レク協に次の役員を置く

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 理 事 会 長 | 1名 |
| (2) 理 事 副会長 | 1名 |
| (3) 理 事 会 計 | 1名 |
| (4) 理 事 会計監査 | 1名 |
| (5) 理 事 | 若干名 |

(役員の選出)

第7条 理事の選出は各クラブの推薦による
会長、副会長、会計、会計監査は理事会に於いて選出する

(理事の職務)

- 第8条 会長は、レク協を代表し、会務を統括する
副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する
会計は、会計事務を司る
会計監査は、会計事務を監査する
理事は、レク協の円滑な運営に努める

(任期)

- 第9条 理事の任期は1年とするも再任を妨げない
補充理事の任期は、前任者の残任期間とし、増員による理事の任期は、他の理事の残任期間と同様とする
任期満了に於いても後任者が決定するまで在任する

(理事会)

- 第10条 理事会は、会長がこれを召集し、レク協の事業及び予算ならびに業務の運営に必要な事項を審議処理する
理事会は理事の過半数の出席により成立する
議決は出席理事の過半数により決する
総会は理事により開催され議決成立

(会計)

- 第11条 レク協の運営費は、次に掲げるものをもってこれを支弁する
(1) 会費
(2) 補助金
(3) 寄付金
(4) その他

(事業・会計年度)

- 第12条 レク協の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(規約の変更)

- 第13条 本規約は、理事会の決議によりこれを変更することができる

(付則)

この規約は、平成10年1月20日制定同日施行する
平成11年 1月19日 一部改正
平成11年 4月 1日 一部改正
平成12年 1月20日 一部改正
平成12年 3月 1日 一部改正
平成13年 1月20日 一部改正
平成17年 1月12日 一部改正

様式第2号

令和2年度事業・活動報告書

団体名 島本レクリエーション協会

開催月	事業の目的及び内容
	別紙のとおり

様式第3号

令和2年度決算・収支（見込）報告書

団体名 島本レクリエーション協会

収 入

項 目	金 額	内 訳 説 明
		別紙のとおり
合 計		

支 出

項 目	金 額	内 訳 説 明
合 計		

収支差引額

令和2年度（2020年度）決算・収支【見込み】報告書

島本レクリエーション協会

収入

項目	金額	内訳説明
前年度繰越金	116,768	
年会費	0	
雑収入	0	
合計	¥116,768	

*新型コロナウイルス感染防止のため、会議・すべての行事は自粛及び中止にしました。

支出

項目	金額	内訳説明
レク協事業費	0	コロナ禍のため、日帰り研修会は中止
施設使用料	0	コロナ禍のため、会議・反省会は自粛
会議費	0	コロナ禍のため、会議は自粛
事務費	0	コピー用紙 案内用厚紙
合計	¥0	

収支差引額

収入 - 支出 = 次年度繰越金
 116,768円 - 0円 = 116,768円

様式第4号

令和3 年度事業・活動計画書

団体名 島本レクリエーション協会

開催月	事業の目的及び内容
	別紙のとおり

令和3年度(2021年度)島本レクリエーション協会(加盟組織団体) 事業・活動計画書 ①

開催月	活動計画	団体名	開催月	活動計画	団体名
	◎島本レクリエーション協会◎				
委員会	*10月 町民スポーツ祭実行委員会 実行委員 選出予定 普及部会/スポーツ部会 会議、準備、当日の参加 生涯スポーツの推進に協力し、他団体・地域住民との 交流を深めます		行事参加	*島本町夏まつり 8月 島本町商工会・他団体と協力し青少年の健全育成に 寄与します	
	*11月 島本町文化祭実行委員会 実行委員 選出予定 会議、準備、当日の参加 文化の向上に勉め、他団体・地域住民との交流を 深めます			*島本町文化祭 11月 お祭り広場部門 模擬店 みたらし団子、他	
				*島本レクリエーション協会主催 11月 日帰り研修会 地域住民との交流を深め参加者と共に学習をします	
				*しまもとミニマラソン実行委員会主催のマラソン大会に スタッフ・選手として参加・協力 地域住民と交流	
			レク会議	*島本レクリエーション協会 会議 毎月1回 催し物のある時は臨時会議を開催 *教育委員会主催の会議 *3月 総会	

*レクリエーション協会会員として、夏祭り・町民スポーツ祭・島本文化祭、レク協主催の日帰り研修会に参加協力

令和3年度(2021年度) 島本レクリエーション協会(加盟組織団体) 事業・活動計画書 ②

開催月	活動計画	団体名	開催月	活動計画	団体名
	* 島本グラウンドゴルフクラブ*			* バウンドテニス島本	
4月	年長者会長杯		7月	大阪府民体育大会	
5月	春季グラウンドゴルフ大会		8月	なみはやオープン大会	
9月	秋季グラウンドゴルフ大会		9月	近畿ブロック親善交流大会	
10月	島本町町長杯・日帰り親睦会GG研修会		10月	オータムチャレンジスポーツ2021	
11月	ライオンズクラブ杯		11月	2021府民スポーツバウンドテニス大会	
12月	年末グラウンドゴルフ大会		12月	近畿ブロックB T選手権大会選手選考会	
3月	期末グラウンドゴルフ大会・いきいき健康杯		1月	バウンドテニス島本新年会 なにわふれあい交流会	
	第1小学校交流会		2月	近畿ブロックB T選手権大会	
	毎週火曜日・木曜日定例研修会		3月	大阪府バウンドテニス選手権大会 / 全国バウンドテニス選手権大会	
	* 島本ターゲットバードゴルフクラブ*			* 毎週 火曜日・土曜日 練習日	
5月	島本TBGクラブ主催 親睦競技会		4月	発表会	
9月	島本TBGクラブ主催 親睦競技会		5月	親睦会	
11月	島本TBGクラブ主催 親睦競技会				
3月	島本町スポーツレクに参加予定			月4回 レッスン開催 2021年4月～2022年3月	
	毎週金曜日 定例会				

* 各4団体レクリエーション協会会員として、夏祭り・町民スポーツ祭・島本文化祭、レク協主催の日帰り研修会に参加協力

様式第5号

令和3年度予算・収支見込書

団体名 島本クリエイション協会

収 入

項 目	金 額	内 訳 説 明
		別紙のとおり
合 計		

支 出

項 目	金 額	内 訳 説 明
合 計		

収支差引額

令和3年度（2021年度）予算・収支【見込み書】

島本レクリエーション協会

収入

項目	金額	摘要
前年度繰越金	116,768	
年会費	24,000	3,000円×8団体
雑収入	0	
合計	¥140,768	

支出

項目	金額	摘要
事務費	3,000	印刷・コピー ファイル・紙代
レク協事業費	40,000	秋の日帰り研修会 補助
雑費①	25,000	レク協事業下見 交通費他
雑費②	5,000	施設使用料
雑費③	5,000	文化祭模擬店用の備品各種購入代
会議費	25,000	諸行事の反省会 総会
予備費	37,768	役員研修費他
合計	¥140,768	

収支差引額

収入 - 支出 =
140,768円 - 140,768円 = 0円

島本レクリエーション協会

令和2年度（2020年度）総会

令和3年3月16（予定）

【議題】

1. 島本レクリエーション協会

- ・ 令和2年度事業・活動報告&
令和3年度事業・活動計画について
- ・ 令和2年度決算・収支報告&
令和3年度事業予算・収支について（見込み）

- ・ 令和3年度本部&加盟組織団体一覧表&
令和3年度役員の確認

2. 各加盟団体の令和2年度事業・活動報告

&各加盟団体の令和3年度事業・活動計画について

3. その他

◎令和3年度（2021年）、行政関係の催し物の委員選出&その他

*町民スポーツ祭実行委員会

*島本夏まつり

*島本町文化祭実行委員会

◎令和3年度（2021年）レク協事業について

◆次回の会議日程 _____月_____日（ ） _____時より
場所_____

令和3年（2年度）島本町成人祭の実施結果について

新成人に成人としての自覚を新たにする啓発及び成人の門出を祝うこと目的とし、新成人による実行委員会を組織し、新成人が主体的に参画した成人祭を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実行委員企画による第二部、集合写真、一般観覧席の設置等を中止し、縮小した式典のみを2回に分けて実施しました。

また、ふれあいセンター及びケリヤホール内への入場は新成人のみとしました。

- 1 日 時 令和3年1月11日（月・祝）
 1回目 午前10時～午前10時25分
 2回目 午前11時30分～午前11時55分
 ※各回開式20分前開場

- 2 会 場 島本町ふれあいセンター 1階 ケリヤホール

- 3 対 象 者 265名（令和2年12月1日現在）
 【平成12年4月2日から平成13年4月1日生】

4 参 加 者

新成人	対象者数	参加者	参加率(%)
令和3年(2年度)	265	202	76.2
1回目	104	90	86.5
2回目	161	112	69.5
令和2年(元年度)	279	233	83.5
平成31年(30年度)	292	247	84.6

来賓2名、主催者2名

- 5 主 催 島本町・島本町教育委員会

- 6 内 容
1. 開式
 2. 国歌演奏
 3. 祝辞（山田 紘平 町長）
 4. 来賓紹介
 5. 花束贈呈（贈呈者＝山田町長、村上議長、東田副議長、持田教育長）
 6. 誓いの言葉
 7. 閉式